

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	鈴木準二君
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤埴理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	藤江和明君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算

議第17号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第18号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第19号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算

- 議第20号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第21号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 令和6年度垂井町水道事業会計予算
- 議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について
- 議第13号 指定管理者の指定について
- 議第14号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第29号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 02 分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 6 年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 22 日までの 18 日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は 18 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第 106 条の規定により、12 番 中村ひとみ君、13 番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 6 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時 04 分 休憩

午前 9 時 11 分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第 2 議第 16 号 令和 6 年度垂井町一般会計予算

議第 17 号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第 18 号 令和 6 年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第 19 号 令和 6 年度垂井町介護保険特別会計予算

議第 20 号 令和 6 年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第 21 号 令和 6 年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第 22 号 令和 6 年度垂井町水道事業会計予算

議第 23 号 令和 6 年度垂井町下水道事業会計予算

○議長（若山隆史君） 日程第 2、議第 16 号 令和 6 年度垂井町一般会計予算から議第 23 号 令和 6 年度垂井町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

冒頭、このたびの能登半島地震によりお亡くなりになりました方々に対し謹んで弔意を表しますとともに、被災された皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を御祈念申し上げる次第でございます。

本日、令和6年第1回垂井町議会定例会が開会され、令和6年度予算案並びに関係諸議案について審議をお願いするに当たり、町政に対します基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様様の御理解と御賛同を賜りたいと、そのように思っております。

また、昨年は感染症が5類に移行し、人の往来も回復し多くの外国人の方も日本を訪れるように相りました。集会やイベントでも町民の皆様と顔を合わせお話しすることができるようになり、大変うれしく思っておる次第でございます。マスクの着用も自己の健康管理に合わせることに相りましたが、しかし、感染症は新型のコロナウイルスだけではなく、以前は冬の寒い時期に流行しておりましたインフルエンザも1年を通じて蔓延するようになり、かつての当たり前に変化が起こり、対応する私たちの生活にも大きな影響を及ぼすように相りました。

一方、元旦に発生をいたしました、冒頭申し上げました能登半島地震につきましては、震度7を記録し大きな被害を及ぼしました。発生直後からヘリコプターが何度も垂井町の上空を飛び、皆様の中には不安な気持ちになられた方もいらっしゃると思います。また、今回の地震は、同じ中部圏で発生したため、職員につきましては被災地で災害支援を行っておるところでございます。これまでに、罹災証明受付支援、避難所運営支援、建物被害調査等を行い、同時に実際の被災地の様子に触れる機会を得たところでございます。

避難所運営支援の内容を少し申し上げますと、支援物資の仕分、炊き出し補助、ごみの分別、トイレ清掃、避難スペースの調整などございました。支援先の現地職員に疲労が出ている様子で、避難所支援を行った職員につきましては、引継事項を頼りにして、現状を把握し、避難所の運営を行っている自治会の方々の様子や気持ちを酌み取りながら、避難者の方の要望に対する調整を行ったとの報告を受けたところでございます。これらの報告も参考にしながら、より実践的な訓練が必要であると改めて実感をした次第でございます。

さて、内閣府が発表いたしました令和6年2月の月例経済報告によりますと、景気はこのところ足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとされ、景気の全体判断が引き下げられました。また、先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される、ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意

する必要があるとされており、緩やかな景気回復が想定される中、その下振れリスクについても、依然高い状況であることが示されたところでございます。

昨年から引き続き景気の緩やかな回復傾向を背景に、昨年6月16日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2023では、新しい資本主義の旗印の下、構造的賃上げや人への投資、GX（グリーントランスフォーメーション）・DX（デジタルトランスフォーメーション）、スタートアップの推進などによる成長と分配の好循環を成し遂げるとされたところでございます。また、子ども・子育て施策を最も有効な未来への投資と位置づけ、こども未来戦略方針に沿って、取組を抜本強化する方針が示されました。

地方行財政については、コロナ禍で膨らんだ歳出構造を平時に戻していくこと、デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化等の地方行財政改革に着実に取り組むこととされております。

令和6年度においては、これらの国の動向を注視し、財源の確保と歳出の抑制を強く意識しながら、垂井町のまちづくりのナビゲーションであります垂井町第6次総合計画に基づいて、各種施策を展開いたします。計画は平成30年度から令和9年度までの10か年計画でございますが、令和5年度からは後期基本計画が新たにスタートいたしております。その中で、3つの施策を重点戦略に位置づけております。

1つ目は、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりでございます。少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれるまちを目指してまいります。2つ目は、DXの推進による便利で快適なまちづくりでございます。行政、暮らし、産業などの様々な分野において、DXの推進により本町の価値を高め、全ての人にとって便利で快適なまちづくりを目指してまいります。3つ目は、次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりでございます。人口規模や財政状況に適した見直しを進め、次代に引き継げる持続可能なまちを目指してまいります。

以上が総合計画の後期基本計画における重点施策でございますが、予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って、重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは「協働」でございます。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、新年度におきましては、引き続き地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などに取り組んでまいります。特に、新年度からは、ワイワイプラザ垂井内に垂井地区まちづくりセンターが移転しますことから、新たなまちづくりの拠点において、協働のまちづくりを進めてまいります。

あわせて、提案型協働事業を継続し、地域の多様な課題解決に向けた取組を進めてまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて、自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報・広聴活動といたしまして、広報「たるい」やホームページ、町のLINEメニ

ューの改修など、分かりやすく有益な情報発信を行ってまいります。そのほか、町民の皆様と直接対話するたるい未来トークを開催してまいります。

1—2. 人権では、町内に多数在住する日本語に不慣れな方への行政手続を支援するため、引き続き庁舎内へのポルトガル語通訳窓口の設置、多言語ユニバーサル情報配信ツールの活用を行うとともに、新年度におきましては、地域に根差した日本語講座の開催など、多文化共生事業を進めてまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発ポスターやリーフレットの作成などの事業を継続するとともに、新年度におきましては、人権推進校の生徒と共に人権の花運動を実施し、人権教育・啓発に関する事業を進めてまいります。

次に、第2のテーマ「安全・安心」でございます。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2—1. 防災・減災では、新年度におきましては、車載器など移動系防災行政無線のデジタル化に向けた取組を行うとともに、引き続き、防災行政無線の伝達多重化を図るため、LINEや防災アプリを活用した放送内容の発信や戸別受信機の販売を行ってまいります。

また、避難所における紙おむつなどの衛生用品をはじめとした災害備蓄品の整備、自主防災組織防災資機材購入費の助成及び防災士の育成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてまいります。

あわせて、消防設備の充実にも継続して取り組んでまいります。

また、建築物の耐震診断や耐震補強への支援も引き続き行い、元旦に発生いたしました能登半島地震を教訓に建築物の安全性に対する意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、新年度におきましては、雨水出水浸水想定区域図の作成により、大雨による浸水区域を把握・可視化するとともに、水路改修やしゅんせつなど、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も継続して進めてまいります。

2—2. 生活安全では、引き続き犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などが設置する防犯カメラ等の設置費用を助成いたします。

また、災害箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置などの交通安全対策の取組を進めてまいりますとともに、公衆街路灯の設置やLED化を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

そのほか、通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援を行うとともに、新年度におきましては、町内全ての小・中学校に防犯カメラを設置し、学校防犯体制の強化を推し進めてまいります。

次に、第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。持続可能なまちづくりにおいては、まちの魅力を引き出し、住民や経済の活力を高めること

が重要であるため、都市再生による好循環を加速させ、都市計画の3本柱である土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業を強力に推し進めてまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきましては、引き続き、岩手、栗原地域の市街化調整区域において地区計画等を活用したまちづくりの取組を地域の皆さんと共に進めるとともに、宮代地区の市街化調整区域の市街化区域編入を行うことにより、庁舎周辺の都市機能集積拠点形成事業を進めてまいります。

3-2. 道路では、除雪車の更新により除雪機能の向上を図るとともに、舗装改良・路側改良（7事業）の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望を続けてまいります。

そのほか、橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じた補修にも取り組んでまいります。新年度におきましては、橋梁補修（1事業）により橋梁の改修工事を実施してまいります。

3-3. 地域公共交通では、引き続き民間事業者と連携を図りながら、町民の皆様にとって身近な交通手段であります巡回バスを運行してまいりますとともに、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性の向上を図るため、不破高校スクール線につきましても、引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

また、新年度におきましては、JR垂井駅の無人化を受け、垂井駅付近の防犯体制を強化するため、駅周辺施設について防犯カメラシステムの更新及びカメラの追加設置を行ってまいります。

そのほか、引き続きJR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

次に、3-4. 公園では、新年度におきましては、朝倉運動公園パークマネジメント事業を推進し、朝倉運動公園再整備基本構想により再整備全体の方向性を示すことで、利用者の声を生かしながら、町の将来に見合った公園づくりを行ってまいります。

また、都市公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいります。

3-5. 空き家等対策では、引き続き相談会の開催や空き家バンクの運用など、総合的な空き家等の対策を推進してまいります。

また、新年度におきましては、空き地バンク事業により、管理が行き届いていない土地などの新たな土地利用を促すことで、未利用土地の利活用の促進を図ります。

3-6. 上水道では、引き続き事業の経営基盤強化並びに経営の健全性の向上を図り、将来にわたり安定的な運営の継続に努めてまいります。

また、安全で安定した水の供給を行うため、引き続き水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など配水管網の整備、更新とともに、管路の耐震化にも積極的に取り組んでまいります。

3-7. 下水道では、継続事業として、公共下水道事業計画区域内における管網整備を行う

とともに、引き続き浄化センター水処理施設増設事業を推進するなど、公共下水道事業の推進に取り組めます。

あわせて、浄化センター及び農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、新年度におきましては、庁舎駐車場に従来より出力の高い急速充電器を設置いたします。

また、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取組を進めるとともに、エコドームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、炉内耐火物改修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら、安定したごみ処理体制の確保に努めてまいりますとともに、新年度におきましては、人口減少下における最適なごみ処理施設の形態を調査するため、クリーンセンター整備方針の検討を進めてまいります。

そのほか、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備などの設置費用の補助を継続してまいります。

次に、第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により、交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。人口減少社会を迎える中、地域産業の持続的な発展を後押しするため、社会課題への対応や未来への先行投資を意識しながら、引き続き人づくりと土台づくりを目的とした事業支援を展開し、本町のさらなる活性化を目指してまいります。

4-1. 商工業では、優良企業の誘致に取り組むため、新年度におきましては、梅谷地区における工場用地開発事業を進めるとともに、継続事業といたしまして、町内に工場の新設、増設をされた企業に対して、工場等設置奨励金の交付を行ってまいります。

また、引き続き、サテライトオフィスや創業における拠点、テレワークのためのコワーキングスペースとなるビジネス拠点施設の整備を行い、特に若年者の活躍の場を提供するとともに、起業意欲のある方や中小企業等に対し、事業への相談や実装について伴走型の支援を継続的にを行い、セミナーの開催やプレスリリースへの支援なども行いながら、本町を起点としたビジネススタイルの確立を図ってまいります。

そのほか、企業連絡会への支援なども継続してまいります。

次に、4-2. 観光では、新年度におきましては、町合併70周年を記念し、より一層、町内のにぎわい等を創出するため、住民主体において運営するイベントに対する助成の拡充を行うとともに、引き続き広域的な戦国武将観光推進事業として、関ヶ原合戦など戦国観光資源を活

用した観光プロモーション事業を展開してまいります。

また、観光客の受入体制を充実させるため、引き続き観光ボランティアガイドの養成を行ってまいりますとともに、観光協会への支援などにも取り組んでまいります。

あわせて、ハイキングコースなどの観光施設の整備も進めてまいります。

4-3. 農業では、水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理事業による担い手への農地の集積、集約を推進するとともに、高性能農業機械導入事業の継続及びオペレーター農業機械士養成事業の拡充により、スマート農業により農作業の省力化を後押しし、担い手不足等の問題への取組を進めてまいります。

あわせて、有害鳥獣による農作物等の被害を防止、低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を、ICTを活用した自動制御によるわなを取り入れながら実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地、農業用水等の保全管理の取組を支援する多面的機能支払事業などにつきましても継続して進めてまいります。

また、農業の生産性の向上を図るため、かんがい排水事業や農地整備事業を実施してまいりますとともに、ほ場整備事業につきましては、栗原地区の事業が完了いたしましたので、新年度におきましては、平尾地区で県営事業として採択されましたことから、設立された平尾土地改良区と連携を図りながら事業を進めてまいります。

そのほか、北部幹線農道の整備や、防災の観点からも、老朽化したため池の修繕や廃止に取り組んでまいります。

さらに、農林業者が生産または伐採した農林水産物の付加価値を高め、収益性の向上につなげるため、農林水産物6次産業化支援事業への補助金も継続してまいります。

4-4. 林業では、町の豊かな自然に子供の頃から親しみを持ってもらい、ふるさとへの愛着を持ってもらえるよう、町内の森林を活用した木育体験イベントを引き続き開催するとともに、森林整備のため、所有者の意向を確認する森林経営管理に関する意向調査についても引き続き実施をいたします。

また、林道明神線、通称半兵衛グリーンロードの利活用を推進するため、観光景観林総合整備事業を主軸とし森林関係人口の増加を図ってまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など一般造林事業も行なってまいります。

あわせて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

次に、第5のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち」を目指し、取組を進めてまいります。

5-1の子育てでは、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対する包括的な相談支援を行うため、従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター事業を統合してこども家庭

センターを設置し、子育て推進課と保健センターで連携を図りながら、全ての子供たちが安全で安心して成長していけるよう相談体制を充実させるとともに、引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいります。

妊娠期からの施策につきましては、出産・子育て応援給付金給付事業などによる子育て世帯への経済的支援と相談支援、妊産婦健康診査費の助成、保険適用の不妊治療費の助成、乳幼児健康診査を継続しますとともに、新年度におきましては、新たに子育て世帯訪問サポート事業として、妊娠中や産後の体調不良などにより家事等を行うことが困難な世帯に対し、家事支援を行ってまいります。

子供の乳児期以降の施策につきましては、保護者への支援といたしまして、認定こども園や留守家庭児童教室等の充実を努め、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

特に、新年度におきましては、病児保育事業により、町内の総合病院において病気またはその回復期にある子供の受入れを行うとともに、町外の提携施設を増やし、保護者がより安心して働ける環境の整備を図ってまいります。

認定こども園においては、医療的ケア児の受入体制を整備するため、垂井東こども園に看護師を配置してまいります。また、育児休業取得を理由とした退園を撤廃いたします。

留守家庭児童教室では、新年度におきましては、東小学校留守家庭児童教室の空調設備を増設し、預かり環境の向上を図ってまいります。

そのほか、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所いずみの園やことばの教室も継続してまいります。また、一時的保育及び児童手当の支給などの各種事業を継続するとともに、子育て支援センターにおいてイベントを拡充してまいります。さらに、子ども食堂を運営する団体への補助や、第2子以降出産祝い金、高等学校就学準備等支援金などの支給事業も実施してまいります。

5-2. 高齢福祉では、引き続き高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対する助成を継続して実施してまいります。

あわせて、老人クラブ活動への支援やふれあい長寿フェアの開催、長寿者褒賞事業など、長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。特に、新年度におきましては、町合併70周年を記念して、地域社会の発展に貢献された高齢者の方々に対する敬意を表するため行っております長寿お祝い商品券発行事業を拡充し、配付する商品券の額を増額いたします。

また、介護予防・生活支援事業や老人福祉センターの運営につきましても、引き続き行ってまいります。

次に、介護保険といたしましては、引き続き在宅の高齢者に対し、紙おむつの購入に要する経費の一部を助成し、在宅介護の負担軽減を図ってまいりますとともに、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業など、各種の取組を進めてまいります。

また、安否情報が共有できる見守りシールの配付やGPS機器の導入支援等も継続しますと

ともに、新年度におきましては、認知症高齢者等見守り事業の登録者が起こした事故の損害を賠償するための個人賠償責任保険事業を実施し、見守りシール事業等と総合的に取り組むことで、認知症高齢者等見守り事業の登録者やその御家族が安心して生活できるよう支援を図ってまいります。

そのほか、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実にに向けた取組を進めてまいります。

次に、5-3. 障がい福祉では、新年度におきましては、福祉事業所けやきの家につきまして定員を超える利用希望者があるため定員拡大に向けた施設の改修を行います。また、利用者の利便性を図るための送迎サービスを継続して実施いたします。

また、引き続き障害福祉サービス費等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療費等事業、障害児施設給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業なども実施してまいります。

次に、5-4. 健康・医療では、健康相談・健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、各種予防接種や各種がん検診など、疾病予防対策の取組につきましても推し進めてまいります。

また、子供等に係ります医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても引き続き実施してまいりますとともに、在宅当番医を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し継続してまいります。

また、新年度におきましては、後期高齢者医療被保険者を対象にぎふ・すこやか健康診査を実施してまいりますとともに、健康状態不明者の状況を家庭訪問などで把握し、健診受診、医療受診、介護サービス等へつなげる、保健事業と介護予防の一体的実施事業を行ってまいります。

次に、国民健康保険につきましては、1人当たり医療費が増加傾向にある中で、健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

次に、第6のテーマ「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度におきましては、GIGAスクール構想によるICTの積極的な活用を推進するため、教材機能付デジタル教科書の導入教科を拡充するなど、児童・生徒の学びの充実にに向けた取組を進めてまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び適応指導員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

また、学校、保護者及び地域が協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールとしての教育活動を充実してまいりま

す。

教育環境の整備につきましては、新年度から継続し、東小学校長寿命化事業を行ってまいります。また、新たな取組といたしまして、合原小学校体育館において、リース方式による学校施設LED化改修事業を実施してまいります。

学校給食におきましては、食材費の高騰が続く中、安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食が提供できるよう、1食当たりの単価を拡充いたします。あわせて、地場産物を積極的に使用するとともに、老朽化した調理用機器を更新するなど、衛生管理の徹底を図りながら、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。また、新年度におきましては、給食運搬車を更新し、安全・安心な状態で給食を提供してまいります。

また、子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、このたびの単価拡充分も含め、引き続き給食費無償化事業を行ってまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて、心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、町子ども会育成連絡協議会、町VYSの活動などへの支援も行なってまいります。あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ、青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通して、青少年の健全な育成につなげてまいります。

また、中学生以下の子供及び保護者を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても、引き続き実施してまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

特に、新年度におきましては、いよいよワイワイプラザ垂井が供用開始となりますことから、この施設が、誰もが楽しく学び、活動し、人と人とが交流する地域のにぎわい拠点になるよう、指定管理による施設管理と町民の皆様でわいわいとにぎわうイベントなどを行ってまいります。

また、文化会館におきましては、町展、文化講演会及び音楽祭等の自主事業についても実施してまいります。

タルイピアセンターにおきましては、引き続き図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理を図るため、新年度におきましては、防犯カメラシステムの更新を行ってまいりますとともに、前年度から引き続き空調設備改修工事を実施してまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援などスポーツ団体等の育成支援事業を進めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーション祭や三木市とのスポーツでの交流事業などのスポーツイベントの開催を通して、町民の皆様の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

6-4. 文化では、新年度におきましては、引き続き、国指定史跡である美濃国府跡用地の購入に向け、取組を進めてまいりますとともに、菩提山城跡総合調査事業など、文化財の保存に向けた取組も進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、引き続き企画展の開催や文献資料等の収集などを行ってまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

次に、第7のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、新年度におきましては、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、電子契約サービスシステムの導入、公共施設予約システムの導入、パスポートの電子申請など、町のデジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた取組を進めるとともに、住民情報システムなど安心・安全なシステム稼働環境の整備も進めてまいります。

7-2. 財政運営では、引き続き第6次行財政改革大綱に基づき、行政、財政の一体改革を行ってまいります。

また、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら、資産や債務、施設の維持コストなどを適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいりますとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設の在り方に関する検証、見直しに向けた取組も進めてまいります。

あわせて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて、計画的な財政運営に努めてまいります。

そのほか、適正・公平な課税・徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。また、ふるさと納税の推進など、自主財源の確保にも努めてまいります。

7-3. タウンプロモーション・移住定住では、若年層の移住・定住の促進及び少子化対策を実施するため、住宅の新築、購入に係る支援や若者の結婚するための環境整備を継続して実施してまいります。

また、官民連携を図りながら、町の持つ魅力や施策・情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては、本町の魅力を満載したリーフレットなども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や移住・定住を促進する事業を展開してまいります。

そのほか、東京圏から移住される方などに対して、引き続き財政的な支援を行うとともに、ふるさと納税の推進により自主財源の確保に併せ、関係人口の創出に努めてまいります。

以上が令和6年度の予算の大要及び重点的に取り組む施策でございます。

続きまして、6年度の会計の予算額でございます。

一般会計98億3,000万円、特別会計59億5,138万円、企業会計25億6,830万円、合計183億4,968万円とするものでございます。

一般会計の予算規模につきましては、令和5年度と比較いたしまして8.7%、9億4,000万円の減額となります。

歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、物価高騰による景気の先行きの不透明感や税制改正の影響などにより、町民税の減収が想定されるとともに、地価の緩やかな下落により固定資産税におきましても若干の減収となる見込みとなりましたので、町税全体といたしましては、令和5年度当初比0.4%減の36億7,181万1,000円を見込んだところであります。また、地方交付税16億8,000万円、国庫支出金9億8,445万1,000円、基金繰入金5億6,400万円、町債5億9,300万円などを計上いたしました。

一方、歳出につきましては、公債費や社会保障費などの行政経費の増加や公共施設老朽化への対策等により、今後歳出の増加が見込まれることから、令和5年3月に策定をいたしました垂井町行財政改革大綱に基づき、中長期的な視点に立った事業の取組や見直しを計画的に進め、財源の確保と歳出の抑制をより一層意識しながら、今後の財政運営を行ってまいります。

なお、予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供するという基礎自治体の使命を果たすことを第一としながら、本町にとって最大の課題であります人口減少へ対応するため、垂井町第6次総合計画後期5年計画に基づき、緊急度や優先度を明確にした上で、各種事務事業の予算編成を編成いたしましたところでございます。

特に、新年度におきましては、持続可能なまちづくりを推進するため、都市再生による好循環を加速させ、町民による社会活動の活性化と企業による地域経済の活性化を強力に推し進めるとともに、少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進して、安全・安心で子供たちが暮らしやすいまちづくりを行うことにより、若い世代や子育て世代に選ばれるまち、子育てファーストタウンを目指してまいります。

また、令和6年度に、本町は合併70周年を迎えます。この記念すべき節目の年を、町民の皆様と祝い、町のにぎわいを創出するため、町合併70周年記念式典を挙げるほか、町勢要覧の記念号作成、記念音楽祭や講演会などのイベントを実施するとともに、提案型地域活性化事業により町民の皆様からの提案、実施をいただきながら、町合併70周年を意識して取り組んでまいります。

最後になりますが、本町は垂井町が昭和29年の合併により現在の姿になって70年となりますけれども、70歳は人に例えますと古希に当たります。昔は今より寿命が短かったため、まれでめったにない、珍しいとして70歳をお祝いする風習が生まれたというのが古希の祝いの始まりでございます。記念式典を機会に過去の歴史を振り返りながら、式典ではアトラクションも計画しており、年間を通じまして記念事業を展開してまいりたく御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、庁舎移転を契機に始まりました、旧庁舎跡地周辺のにぎわい創出施設整備事業ですが、来る4月にはワイワイプラザ垂井がオープンの運びとなり、今月の27日には落成記念式典を開催いたします。何度でも行きたくなると、皆様にとって身近な施設となるように、施設の機能づくりに努めました。グループ活動、親子遊び、音楽活動、ミーティングといった多種多様な活動ができる施設となっております。ワイワイプラザ垂井の完成で町のにぎわいづくりのスタ

ートを切ることができたところでございます。大勢の皆様の御利用をお待ちいたしております。

同じくして、近くにある旧東保育園を活用し、ビジネス拠点として整備する事業も進めております。こちらは、J R 東海道本線垂井駅から徒歩5分という交通利便性を生かし、特に町外からの事業者を誘致するためのサテライトオフィスを整備するとともに、創業における拠点やテレワークのためのコワーキングスペースを提供し、特に若年者の活躍の場を提供するための事業でございます。

昨年度は、地域経済の活性化を図るために、第1段階として、創業支援アカデミーと題し、創業意欲のある方の掘り起こしを行いました。

本年度は、さらなるステップアップとして、伴走型の事業化や実装を図るため、創業支援コミュニティリスト事業やオンラインコレクション事業を進め、本町を起点としたビジネススタイルの醸成を図っておるところでございます。

本施設では、これらの事業やこれまでの商工施策を展開しながら、施設利用者や関係者が連携を図り、イノベーションをもたらすことにより、さらなる地域経済の活性化を図り、ワイワイプラザ垂井との相乗効果で町のにぎわいづくりを加速させていきたいと、そのように考えております。

以上が町政運営に関します私の所信の一端と令和6年度における主な施策について申し上げたところでございますが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願いを申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第16号から23号までの令和6年度各会計の詳細につきましては、それぞれ担当の課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、ただいま上程をされました議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額、それぞれ98億3,000万円とするものでございます。

歳入歳出予算書の5ページでございます。歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費につきましては、議会運営に係る経費として、項1 議会費で9,546万1,000円を計上させていただきました。

款2 総務費につきましては11億9,589万9,000円を計上させていただきました。

項1 総務管理費は10億490万4,000円でございます。特別職などの人件費、庁舎等の維持管理、広報、電算、統計調査などに係る経費でございます。令和6年度は、合併70周年記念事業関連で824万4,000円、行政のD X推進事業で2,272万9,000円などを計上しております。

項2 徴税費では1億1,517万9,000円を計上いたしております。税の賦課徴収などに係る経費

でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費は6,080万2,000円でございます。戸籍住民基本台帳、マイナンバーなどに係る経費でございます。

項4 選挙費は1,261万9,000円でございます。令和6年度は、県知事選挙に関する経費などを計上いたしております。

項5 統計調査費では176万4,000円を計上いたしました。令和6年度は、農林業センサスに関する経費などを計上いたしております。

項6 監査委員費は63万1,000円でございます。監査委員及び監査事務に関する経費でございます。

款3 民生費でございます。36億2,090万5,000円を計上させていただきました。

項1 社会福祉費は21億3,948万9,000円。福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉などに係る経費でございます。令和6年度は、福祉医療費助成事業で2億8,125万7,000円、福祉事業所けやきの家事業では、改修工事なども含め9,970万円を計上いたしております。また、長寿祝い商品券発行事業につきましては、合併70周年に当たりまして、内容を拡充をして進めてまいります。

項2 児童福祉費でございます。14億8,141万1,000円でございます。児童発達支援事業、こども園、子育て支援センター、留守家庭児童教室の運営管理、また児童手当などに関する経費でございます。令和6年度は、病児保育事業で480万円、児童福祉に係りますこども家庭センター事業で220万8,000円、また子育て支援センター事業で1,403万8,000円などを計上いたしております。

項3 災害救助費では5,000円を計上させていただきました。

款4 衛生費でございます。7億7,280万7,000円を計上させていただきました。

項1 保健衛生費は3億4,976万2,000円でございます。公害対策、斎場の管理、保健センターの運営などに関する経費でございます。令和6年度は、母子保健に係りますこども家庭センター事業で2,119万5,000円、出産・子育て応援事業で2,118万3,000円などを計上いたしております。

項2 清掃費では4億2,304万5,000円を計上させていただきました。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンター、エコパークなどの管理運営等に関する経費でございます。令和6年度は、クリーンセンター整備方針の検討事業として678万8,000円などを計上いたしております。

款5 労働費では259万4,000円を計上させていただきました。

項1 労働諸費におきまして、勤労者、離職者支援事業、雇用促進奨励事業などに関する経費を計上いたしております。

款6 農林水産業費でございます。4億697万7,000円。

項1 農業費では3億7,918万7,000円を計上させていただきました。農業の振興、農業施設の整備などに関する経費でございます。令和6年度は、有害鳥獣被害対策事業で1,031万5,000円、

ため池整備事業で3,388万2,000円、ほ場整備事業で3,820万円などを計上いたしております。

項2 林業費では2,779万円を計上させていただきました。森林の適切な整備、保全などに係る経費でございます。令和6年度は、半兵衛グリーンロード利活用事業に561万6,000円、森林経営管理事業に684万6,000円などを計上いたしております。

款7 商工費でございます。

項1 商工費で1億8,444万9,000円を計上させていただきました。令和6年度は、梅谷地区工場用地開発事業に3,285万2,000円を、ビジネス拠点づくり事業に1,044万5,000円などの経費を計上させていただきました。また、イベント実施団体への助成事業につきましては、町合併70周年に当たり、内容を拡充して進めてまいります。

款8 土木費でございます。10億4,418万5,000円を計上させていただきました。

項1 土木管理費は6,274万2,000円でございます。道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務などの経費でございます。

項2 道路橋りょう費は2億5,863万4,000円でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良、除雪対策などの経費でございます。令和6年度では、幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の環境事業で1億7,024万3,000円を、道路構造物定期点検事業では、橋梁補修工事などを含め4,610万円を計上いたしております。

項3 河川費でございます。4,127万4,000円。河川の維持管理及び自然災害対策などに関する経費でございます。

項4 都市計画費でございます。6億4,764万2,000円。土地の利活用、朝倉運動公園をはじめとした都市公園及び駅周辺施設の整備、維持管理などに関する経費でございます。令和6年度では、庁舎周辺の都市機能集積拠点形成事業に147万2,000円を、朝倉運動公園パークマネジメント事業に、再整備基本構想などの策定も含め760万5,000円を、駅周辺施設整備事業に3,081万7,000円を計上いたしております。

項5 住宅費につきましては3,389万3,000円を計上いたしております。良好な住環境の維持に関する経費でございます。

続きまして、款9 消防費でございます。

項1 消防費で5億728万1,000円を計上させていただきました。消防団員の資質向上、消防設備の充実、地域防災力強化などに関する経費でございます。

款10 教育費でございます。13億5,110万2,000円を計上させていただきました。

項1 教育総務費には2億1,729万6,000円。教育長をはじめとした教育委員に係る経費、英語教育、特別支援教育、適応指導教室などに関する経費でございます。令和6年度は、給食費無償化事業に1億1,100万円を計上いたしております。

項2 小学校費は5億4,921万8,000円でございます。小学校での教育の充実、施設の維持管理などに関する経費でございます。令和6年度は、町単独の学習者用デジタル教科書の給与をはじめとしたICT教育環境の充実に2,353万1,000円を、小学校の防犯カメラ設置事業に910万

円を、東小学校校舎の長寿命化事業に2億6,350万円などを計上いたしております。

項3中学校費は9,919万円でございます。小学校費と同様、令和6年度は、ICT教育環境の充実に606万円を、また中学校の防犯カメラ設置事業には250万円を計上いたしております。

社会教育費は3億2,752万7,000円でございます。令和6年度は、美濃国府跡公有地化事業に7,323万6,000円を、菩提山城跡総合調査事業には986万3,000円を、ワイワイプラザ垂井にぎわい創出事業に2,483万円を計上いたしております。また、文化会館の公演・展示事業につきましては、合併70周年記念を計画して、拡充をして進めてまいります。

項6保健体育費は1億5,787万1,000円でございます。各種スポーツ大会、学校開放、町体育施設の運営、給食センターの管理運営などに関する経費でございます。

款11災害復旧費につきましては、項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までで、令和5年度と同額4万8,000円を計上させていただいております。

款12公債費につきましては、項1公債費で6億1,828万8,000円を計上させていただいております。

款13諸支出金では、項1普通財産取得費で4,000円を計上させていただいております。

款14予備費では、項1予備費におきまして3,000万円を計上させていただいております。

以上、歳出合計98億3,000万円でございます。

歳入でございます。

予算書2ページのほうをお開きいただけますでしょうか。

款1町税では36億7,181万1,000円を計上させていただいております。

項1町民税は14億8,413万6,000円、項2固定資産税は19億4,139万円、項3軽自動車税は9,095万7,000円、町たばこ税は1億5,532万8,000円を計上させていただいております。

款2地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金につきましては、国や県の予算の枠の範囲内で、市町村の一定の条件の下、配分をされるものでございます。前年度や前々年度の実績によりそれぞれ予算を算出したしております。款10地方交付税、項1地方交付税の16億8,000万円は、対前年度比で1億3,000万円の増で計上いたしております。

続きまして、款12分担金及び負担金でございます。

項2負担金につきましては2,827万7,000円を計上させていただいております。主なものとして、こども園の保育料などがございます。

款13使用料及び手数料につきましては1億9,764万1,000円でございます。

このうち項1使用料が8,965万4,000円でございます。主なものが、留守家庭児童教室の保育料、斎場施設の使用料、住宅使用料などがございます。

項2手数料は1億798万7,000円。税、戸籍、住民票などの証明手数料や一般廃棄物の処理手数料などがございます。

款14国庫支出金では9億8,445万1,000円を計上させていただいております。

項1国庫負担金は6億4,307万3,000円でございます。主なものとして、児童手当国庫負担金、

障害者自立支援給付費負担金などがございます。

項2 国庫補助金は3億3,673万5,000円でございます。デジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金、学校校舎整備国庫補助金などがございます。

項3 委託金は464万3,000円でございます。国民年金の事務費交付金などが該当してまいります。

款15 県支出金でございます。7億5,827万6,000円でございます。

項1 県負担金は3億6,596万2,000円でございます。子どものための教育・保育給付交付金、児童手当県負担金、障害者自立支援給付費等県負担金などがございます。

項2 県補助金は3億3,354万8,000円でございます。子ども・子育て支援事業費補助金、福祉医療費助成事業補助金、中山間地域等直接支払事業交付金などがございます。

項3 委託金でございます。5,876万6,000円でございます。県民税徴収委託金などでございます。

款16 財産収入につきましては301万円を計上いたしております。

項1 財産運用収入は290万8,000円。各種基金の利子収入などでございます。

項2 財産売払収入は10万2,000円でございます。

款17 寄附金につきましては、項1 寄附金で1億4,335万6,000円を計上させていただいております。主なものとして、ふるさと納税でございます。

款18 繰入金でございます。5億6,400万2,000円でございます。

項1 特別会計繰入金が2,000円、また項2 基金繰入金が5億6,400万円でございます。こちらは、財政調整基金など、各種基金の繰入金でございます。

款19 繰越金につきましては、項1 繰越金で令和5年度同額の2億円を計上させていただいております。

款20 諸収入でございます。1億210万円。その内訳といたしまして、延滞金、加算金及び過料で150万円、町預金利子で1,000円、貸付金元利収入で25万円、雑入で1億34万9,000円でございます。

また、款21 町債につきましては、項1 町債で5億9,300万円を計上させていただいております。

歳入合計98億3,000万円でございます。

表紙1 ページに戻っていただきまして、第2条でございます。債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額に関しまして、第2表の債務負担行為に示させていただいております。

7 ページに第2表が掲載をさせていただいております。

固定資産課税台帳整備業務、また戸籍総合システム標準化対応業務、梅谷地区工場用地自然環境保全調査業務、東小校舎長寿命化改修工事、東小校舎長寿命化改修工事監理業務につきま

して、それぞれ期間、限度額を設けておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

表紙に戻っていただきまして、第3条は地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法に関しましては、第3表、地方債のとおりでございます。

8ページを御覧いただきますようお願いをいたします。

臨時財政対策債を含めて計15事業、合計5億9,300万円の借入れを予定するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、その他利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

表紙に戻っていただきまして、第4条は一時借入金でございます。一時借入金の最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合には、同一款内でこれら経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

最後に、147ページから151ページまでは給与費明細書、152ページには債務負担に関する調書、153ページには地方債の見込みに関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、お目通し賜りますようお願いを申し上げます。

以上、議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第17号と議第21号の特別会計予算2件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第17号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。こちらでございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費3,309万9,000円でございます。前年度比較866万6,000円の増額

でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2 徴税費202万5,000円でございます。前年度比較8万6,000円の増額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3 運営協議会費5万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費17億2,215万6,000円でございます。前年度比較5,105万5,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項2 高額療養費2億5,040万円でございます。前年度比較1,000万円の減額でございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項3 移送費1,000円でございます。前年度と同額を計上しております。科目設定をさせていただきます。

次に、項4 出産育児諸費500万3,000円でございます。前年度と同額でございます。出産育児一時金を支給する費用でございますが、実績数値を踏まえて予算額を計上いたしました。

次に、項5 葬祭諸費225万円でございます。前年と同額を計上しております。葬祭費を支給する費用でございます。実績の数値を参考に算出しております。

次に、項6 傷病手当金10万円でございます。前年度より40万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金でございます。令和5年5月7日までに感染し、療養のため労務に服することができない期間であった方に対して支給するものでございます。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分4億2,652万4,000円でございます。前年度比較1,938万5,000円の減額でございます。医療給付費分として県に納付するものでございます。

次に、項2 後期高齢者支援金等分1億5,419万1,000円でございます。前年度比較5,000円の増額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等分として県に納付するものでございます。

次に、項3 介護納付金分4,683万6,000円でございます。前年度比較106万2,000円の増額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分として県に納付するものでございます。

続きまして、款4 保健事業費、項1 保健事業費154万1,000円でございます。前年度比較235万1,000円の減額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係る経費でございます。

次に、項2 特定健康診査等事業費1,966万3,000円でございます。前年度比較47万8,000円の減額でございます。特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。実績を踏まえ計上しております。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金10万8,000円でございます。前年度比較1万2,000円の減額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款6公債費、項1公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分でございます。前年度と同額で予算計上しております。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金239万5,000円でございます。前年度比較9,000円の増額でございます。国民健康保険税等の過年度分還付金でございます。

続きまして、款8予備費、項1予備費2,352万9,000円でございます。前年度比較385万3,000円の増額でございます。

以上、歳出合計26億9,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は5ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税4億4,930万円でございます。前年度比較1,337万3,000円の減額でございます。被保険者数が減少傾向にあることにより減少するものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料18万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料でございます。前年度比較4万円の減額でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金1,000円でございます。災害臨時特例補助金において科目設定をさせていただきました。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金19億9,611万3,000円でございます。前年度比較5,298万7,000円の減額でございます。福祉医療に係る国費減額分の補助であります。国庫負担金減額措置対策費補助金、また歳出、款2保険給付費、項1療養諸費、項2高額療養費、項3移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入10万8,000円でございます。前年度比較1万2,000円の減額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金1億4,704万8,000円でございます。前年度比較282万6,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で、保険基盤安定、未就学児均等割保険税、職員給与等、産前産後保険税、出産育児一時金、財政安定化支援事業のそれぞれに係る繰入金、また福祉医療による医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金でございます。

次に、項2基金繰入金1,000円でございます。前年と同額を計上しております。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金9,388万6,000円でございます。前年度比較189万6,000円の減額でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料100万3,000円。前年度より99万

9,000円の増額でございます。

項2町預金利子1,000円、項3雑入235万9,000円でございます。前年度比較13万5,000円の増額でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計26億9,000万円でございます。

次に、議案書1ページにお戻りをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

なお、19ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第17号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第21号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。こちらでございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,800万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費702万7,000円でございます。前年度比較84万6,000円の増額でございます。事務に係ります職員の人件費、被保険者証の更新等に係ります経費を計上しております。

次に、項2徴収費84万8,000円でございます。前年度比較15万7,000円の増額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金4億6,622万1,000円でございます。前年度比較5,759万5,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費負担金でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金32万円でございます。前年度と同額でございます。保険料の過年度分還付金でございます。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費358万3,000円でございます。前年度比較53万4,000円の増額でございます。

以上、歳出の合計4億7,800万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料3億5,783万円でございます。前年

度比較4,741万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金32万円でございます。前年度比較1,093万1,000円の減額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金で、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。前年度比較の減額につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられたことにより、垂井町におきましてもこれまで保健事業と介護予防事業を別々に実施してきましたが、令和6年度より、一体的に事業を実施するため、健康診査を含め高齢者の保健事業に係る経費を一般会計にて計上し、委託金も一般会計にて計上したため、大きく減額となっております。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金1億1,621万3,000円でございます。前年度比較1,118万8,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で、保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保険事業に係る町負担分の保険事業費繰入金でございます。

続きまして、款5 繰越金、項1 繰越金358万3,000円でございます。前年度比較33万3,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1,000円、項2 預金利子1,000円、項3 雑入1,000円、前年と同額を計上しております。科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計4億7,800万円でございます。

なお、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第21号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第18号から議第20号までの令和6年度特別会計予算3件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第18号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,230万円と定めるもので、前年度比50万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料6ページを御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費は1,223万9,000円、前年度比51万9,000円の増額でございます。認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

続きまして、款2 予備費、項1 予備費は6万1,000円、前年度比1万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は393万2,000円、前年度比16万2,000円の増額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同して設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30%、人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の65歳以上の方の人口比率により積算をしております。

続きまして、款3 繰入金、項1 他会計繰入金は816万5,000円、前年度比33万5,000円の増額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で20万2,000円を計上しております。

続きまして、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第18号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第19号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,000万円と定めるもので、前年度比2,000万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページを御覧ください。

款1 総務費、項1 総務管理費は3,399万6,000円、前年度比766万4,000円の増額でございます。こちらは、介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費や事務費のほか、認知症高齢者等見守り支援事業などの経費を計上しております。

次に、項2 徴収費は64万5,000円、前年度比8万3,000円の増額でございます。保険料に係る納付書の印刷や郵送料を計上しております。

次に、項3 認定審査費は1,064万5,000円、前年度比30万円の減額でございます。職員人件費

のほか、主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

続きまして、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は24億6,186万円、前年度比2,956万円の増額でございます。要介護の方が受ける介護サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項2介護予防サービス等諸費は3,712万円、前年度比30万円の減額でございます。要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項3サービス給付費諸費は230万円、前年度比10万円の増額でございます。国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項4高額介護サービス等費は、前年度と同額の5,370万円でございます。同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項5特定入所者介護サービス等費は6,230万円、前年度比1,280万円の減額でございます。施設サービス等を利用された場合、サービス費用の自己負担に加え、居住費、食費等が自己負担となりますが、所得等が少ない方の施設利用が困難にならないよう、居住費等につきまして、所得に応じた自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項6高額医療合算介護サービス等費は、前年度同額の820万円でございます。介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年間の自己負担の上限を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項7市町村特別給付費は360万円、前年度比136万8,000円の増額でございます。高齢者紙おむつ等購入費助成事業に係る費用を計上しております。

続きまして、款3財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金1,000円は、県への拠出金を計上しております。

続きまして、款4地域支援事業費、項1一般介護予防事業費は733万7,000円、前年度比10万4,000円の増額でございます。フレイル予防、要介護度の重症化防止の観点から行う介護予防事業に関する経費を計上しております。

次に、項2包括的支援事業・任意事業は897万8,000円、前年度比347万9,000円の減額でございます。認知症対策事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

次に、項3介護予防・生活支援サービス事業費は2,490万3,000円、前年度比158万3,000円の減額でございます。要支援の方等を対象にした訪問型及び通所型サービスの負担金や介護予防ケアマネジメント委託料などを計上しております。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金の1万2,000円は、介護保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款6予備費、項1予備費は2,385万1,000円を計上いたしました。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、前年度比1,000万円増額の3,055万1,000円を計上いたしました。

次に、項2繰入金では、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

歳入につきましては、国・県、町、被保険者における法定負担割合に基づきましてそれぞれ計上しております。

款1保険料、項1介護保険料は6億2,170万円、前年度比420万8,000円の減額でございます。第1号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の23%相当額でございます。

続きまして、款3使用料及び手数料、項2手数料の3万6,000円は督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金は4億6,728万5,000円、前年度比471万円の増額でございます。介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%と施設給付費の15%相当分を計上しております。

次に、項2国庫補助金は9,946万6,000円、前年度比410万7,000円の増額でございます。調整交付金として介護給付費総額の3%、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の20%、包括的支援任意事業分の38.5%相当分及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要な取組のために交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金をそれぞれ計上しております。

続きまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金は7億1,758万5,000円、前年度比407万1,000円の増額でございます。こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27%相当分を計上しております。

続きまして、款6県支出金、項1県負担金は3億8,599万7,000円、前年度比67万1,000円の増額でございます。介護給付費県負担金で、県の負担割合としまして居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当分を計上しております。

次に、項2財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、項3県補助金は771万1,000円、前年度比109万8,000円の増額でございます。地域支援事業費の県交付金として、総合事業分12.5%、包括的支援・任意事業分の19.25%相当分を計上しております。

次に、項4委託金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款7財産収入、項1財産運用収入の1万2,000円は、基金の利子を計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1一般会計繰入金は3億8,288万8,000円、前年度比652万8,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%相当分の町負担分3億2,818万6,000円をはじめ、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項2基金繰入金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金の7,941万4,000円は、前年度繰越金を計上しております。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の2,000円、項2預金利子の1,000円は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、項3雑入は789万9,000円、前年度比122万1,000円の増額でございます。介護予防サービス計画費等に係る収入を計上しております。

続きまして、款12町債、項1財政安定化基金貸付金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の流用につきまして定めるものでございます。

なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第19号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第20号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

だいたい色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108万円と定めるもので、前年度比1万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算書8ページの上段を御覧ください。

款1認定審査費、項1認定審査費は108万円、前年度1万円の増額でございます。認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は31万8,000円、前年度比2万3,000円の増額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30%と人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の障害者手帳の所持者数の比率により積算をしております。

続きまして、款3繰入金、項1他会計繰入金は74万5,000円、前年度比7万4,000円の増額でございます。ここでは垂井町の負担分で、一般会計から繰入金をお願いするものでございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で1万7,000円を計上しております。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第20号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計でございます。

以上、健康福祉課が所管いたします議第18号から議第20号まで、令和6年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課が所管いたします議第22号及び議第23号の企業会計予算2案件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第22号 令和6年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

それでは、黄色の表紙のものでございます。こちらでございます。1ページを御覧ください。

第2条では、業務の予定量を明記しております。給水件数1万628件、年間総配水量は359万5,000立方メートル、1日平均配水量は9,850立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業といたしましては、施設改良事業におきまして、下水道事業に伴う配水管布設替工事のほか、道路改良等に伴います配水管の布設替工事など1億940万円を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございます。

第1款水道事業収益は4億7,928万2,000円、対前年度504万円の減額でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益では4億2,149万1,000円、対前年度197万6,000円の減額で、前年度までの使用実績に基づき算出しました水道料金や分水工事負担金などを見込んでおります。

また、第2項営業外収益では5,779万円、対前年度306万4,000円の減額で、長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上しております。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして5億4,997万3,000円、対前年度8,424万4,000円の減額でございます。内訳といたしましては、第1項営業費用が4億9,427万6,000円、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する費用のほか、垂井町水道事業基本計画策定等業務の経費などを計上しておりますが、動力費の電気料金減額やインボイス対応などの委託業務などの減少によりまして、対前年度8,956万4,000円の減額となっております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税などで5,156万5,000円、電気料金などの支出が減少したことによる消費税の納税額の増加に伴い、対前年度569万6,000円の増額でございます。

次に、第3項特別損失といたしまして21万円を計上いたしました。宅内の漏水減免などの過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し計上しております。

次に、第4項予備費は392万2,000円を計上しております。

続きまして、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款資本的収入といたしましては5,358万2,000円、対前年度5,013万5,000円の減額でございます。前年度事業であります相川左岸地域施設改良事業の完了に伴い、企業債が皆減となったためでございます。

資本的収入の内訳としまして、第1項加入金では、新規給水加入金といたしまして508万2,000円、第2項工事負担金では、公道分工事負担金などとしまして750万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴います配水管の布設替工事等負担金及び消火栓新設工事負担金などで4,100万円。

次に、2ページをお開きください。

支出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして2億4,202万7,000円、対前年度6,575万6,000円の減額でございます。下水道事業に伴う配水管布設替工事などの工事量の減少によるものでございます。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、下水道事業に伴う配水管布設替工事や配水管網の更新工事並びに消火栓の新設工事などで1億985万円、第2項企業債償還金で1億3,217万6,000円、第4項返還金で1,000円を計上させていただきました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,844万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,844万5,000円で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費4,045万4,000円とするものでございます。

第7条では、水道事業の運営に充てるための一般会計から補助を受けさせていただく児童手当分といたしまして40万円としております。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,660万円と定めるものでございます。

続きまして、15ページには令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、16ページから19ページまでは給与費明細書、20ページから23ページまでは令和6年度予定貸借対照表、24ページには令和5年度予定損益計算書、25ページから26ページには令和5年度予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第22号 令和6年度垂井町水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

令和6年度垂井町下水道事業会計予算につきましては、令和6年4月1日から公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業につきまして、公営企業会計に移行の初年度予算となっております。

それでは、オレンジ色の表紙のものでございます。1ページを御覧ください。

議案書、第2条におきまして、業務の予定量を明記しております。公共下水道事業では、処理戸数4,433戸、年間総処理水量154万立方メートル、1日平均処理水量4,219立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、汚水管渠建設改良事業2億610万円では、下水管布設工事につきまして、垂井楠田地内及び府中清水地内において延長1,140メートルの実施を予定しております。また、令和5年度実施の下水管布設工事箇所におきまして、舗装復旧工事7,800平方メートルなどの経費を計上しております。また、処理場建設改良事業4億6,345万円では、引き続き浄化センターの水処理施設増設事業といたしまして、機械、電気設備の機器作成のための経費を計上させていただき、令和7年度の完成に向け事業を進めてまいります。

農業集落排水事業では、処理戸数141戸、年間総処理水量5万9,700立方メートル、1日平均処理水量164立方メートルを見込んでおります。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございます。

第1款公共下水道事業収益では7億3,185万1,000円を計上しております。

内訳といたしまして、第1項営業収益では2億2,739万円で、前年までの収入実績等に基づき算出しました下水道使用料などを見込んでおります。

また、第2項営業外収益では5億446万円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

第2款農業集落排水事業収益では4,147万円を計上しております。

内訳といたしまして、第1項営業収益では962万8,000円で、前年までの使用実績に基づき算出しました下水道使用料などを見込んでおります。

また、第2項営業外収益では3,184万1,000円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や長期前受金戻入を見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款公共下水道事業費用といたしまして6億8,984万7,000円で、内訳といたしましては、第1項営業費用が6億901万6,000円、人件費を含む管渠及びマンホール等の維持管理に要する費用のほか、雨水排水路の除草及びしゅんせつ、また浄化センターの維持管理に要する経費及び事務経費や汚水減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や借入金利息などで7,336万7,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失といたしまして528万9,000円を計上いたしました。宅内漏水の減免による過年度収益を減額処理するための費用や令和5年度未払い分に係ります職員手当の引当金や企業債利息分等を計上しております。

次に、第4項予備費は217万5,000円を計上しております。

次に、2ページを御覧ください。

第2款農業集落排水事業費用といたしまして4,147万円で、内訳としましては、第1項営業費用が3,890万4,000円、管渠及びマンホールにおける点検業務に要する費用のほか、農業集落排水処理施設2施設の維持管理に要する経費及び事務経費、汚水減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税などで163万4,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失といたしまして3万3,000円を計上いたしました。令和5年度未払い分に係ります企業債利息等を計上しております。

次に、第4項予備費では89万9,000円を計上しております。

続きまして、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款公共下水道事業資本的収入といたしまして8億4,364万3,000円でございます。

内訳としましては、第1項受益者負担金及び分担金では、下水道整備費の一部を御負担いただく受益者負担金等といたしまして2,448万5,000円、第5項企業債では、浄化センター水処理施設増設工事委託や下水管布設工事などに対します地方債といたしまして2億9,490万円、第6項出資金では、一般会計からの出資金で2億2,018万5,000円、第9項補助金では、下水管布設工事や舗装復旧工事に対します国庫補助金等といたしまして3億407万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、第2款農業集落排水事業資本的収入といたしましては380万4,000円でございます。

第6項出資金では、一般会計からの出資金380万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款公共下水道事業資本的支出といたしまして10億3,815万3,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項建設改良費では、汚水管渠建設改良事業といたしまして、下水管布設整備工事や舗装復旧工事などを計上し、また処理場建設改良事業では、浄化センター、水処理施設増設工事委託など6億6,955万円。

第2項企業債償還金で3億6,860万2,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出といたしまして683万円でございます。

内訳といたしまして、第2項企業債償還金で682万9,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、第4条の括弧書きにありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,753万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,757万円と当年度分損益勘定留保資金1億5,996万6,000円で補填をするものでございます。

次に、第4条の2、特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法施行令第4条第4項

の規定により、公共下水道事業及び農業集落排水事業におきまして、令和6年3月31日までに処理ができないと見込まれる未収金及び未払い金を当該事業年度、令和6年度に属する債権及び債務として整理する金額は、それぞれ2,340万3,000円及び1億975万3,000円とするものでございます。

第5条、企業債でございます。

3ページを御覧ください。

起債の目的は公共下水道事業、限度額2億9,490万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は5.0%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとするものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費3,633万9,000円とするものでございます。

第8条では、下水道事業の運営に要する経費につきまして、一般会計から補助を受けさせていただき金額を3億759万1,000円とするものでございます。

22ページには令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、23ページから26ページまでは給与費明細書、27ページに債務負担行為に関する調書、28ページから31ページまでは令和6年度予定貸借対照表、32ページから33ページまでは令和6年度予定開始貸借対照表を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

以上、上下水道課が所管いたします公営企業会計予算2案件の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 議第16号の令和6年度垂井町一般会計予算の中の総括質問をさせていただきます。

9ページに款10の地方交付税ということで、前年度予算額が15億5,000万円と今年度予算が16億8,000万円となっております。先ほど説明もございましたが、1億3,000万円増になっているわけですが、地方税とかほかの税とかは増えることを好ましいと思うんですけども、交付税が増えてきているということですが、このことについてもう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 富田議員の御質問にお答えをいたします。

地方交付税、御承知のとおり基準財政需要額、収入額に基づきまして変動をいたすものでござ

ございますが、以前はこの補填ができない部分を町債の臨時財政対策債などで補っておりました。これが少しずつ臨時財政対策債が減るようになって、というのは、本来あるべき姿なんだろうと思います。地方交付税のほうは逆に増えていって、その借財のほうを目減りするというような仕組みが少し進んでまいったというようなことで、こちらはやはり実際に年度になってみないと国からの具体的な金額というのは分からないわけなんですけれども、過去の内容、あるいは現時点での国からの通知等々を見まして、今回1億3,000万円ほどの増額をさせていただいたものでございます。

回答になっていればよろしいんですが、よろしくお願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） これ以上は、また委員会のほうでお尋ねいたします。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算から議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算までは、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議第16号から議第23号までの各議案は、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に水野忠宗君、副委員長に中川泰一君が互選されましたので御報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

-
- 日程第3 議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- （1）垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- （2）垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について
- 議第13号 指定管理者の指定について
- 議第14号 指定管理者の指定について
-

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから

議第14号 指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから議第14号 指定管理者の指定についてまでを一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、教育支援委員会の名称が定着したことから当該委員会委員の名称を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づく垂井町の第9期介護保険事業計画の策定、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険料の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に

に伴い、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確化にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正につきましては、近年の資材価格及び燃料代の高騰による工事費の上昇を考慮し、当該補助事業における補助率の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、補償基礎額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道整備・管理行政について所管する省が変更されるため、所要の改正を行うものでございます。

議第13号 指定管理者の指定につきましては、垂井町デイサービスセンターの管理を行わせる指定管理者について指定するものでございます。

議第14号、同じく指定管理者の指定につきましては、垂井町福祉事業所けやきの家の管理を行わせる指定管理者について指定するものでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について及び議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表1ページにつきまして御覧いただきますようお願い申し上げます。

改正の趣旨でございます。

令和5年6月9日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布をされ、個人番号の利用範囲を拡大するための改正が行われましたことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらを以下、法と申し上げますが、この法を引用しております本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第2条は、用語の定義に関する規定でございます。条例中で使用しております用語の定義は、法第2条及び法の条文中に記載をされておりますことから、法の例によると改めるものでござ

います。

第4条は、個人番号の利用範囲に関する規定でございます。こちらは法の引用を改め、同一執行機関内において特定個人情報を利用する場合、いわゆる庁内連携において、対象となる事務の詳細を規則に委任するために必要な改正を行うものでございます。これによりまして、条例中の別表第2を削り、改正前の「別表第1」を「別表」と改めるものでございます。

また、改正前の第4項については、引用範囲の修正と項の追加に伴いまして、第5項とさせていただきます。

附則でございます。

現時点におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日を定める政令が公布をされておりませんので、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のうち、いずれか遅い日から施行をさせていただきます。

続きまして、議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表12ページを御確認いただきますようお願い申し上げます。

改正の趣旨でございます。

令和5年5月8日、地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、法律上令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとなりました。あわせて、総務省からは、令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するといった趣旨の通知がございました。これらを受けまして、本条例において、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員につきまして、勤勉手当に関する規定を加えますとともに会計年度任用職員と常勤職員の期末手当、勤勉手当の支給割合の均衡を図り、それぞれの支給割合を定めるものでございます。

改正の内容でございます。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員ともに、対象となる給与の種類として、新たに勤勉手当を加えるものでございます。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定でございます。今般の改正に伴いまして、任期の定めが6か月以上の者に限定する用語の適用の範囲を整理をさせていただきますとともに、その支給割合を100分の68.75とするものでございます。

第16条の2は、新たにフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を加え、その支給割合を100分の48.75とし、併せて第15条第2項及び第3項の期末手当に関する規定について、勤勉手当の支給にも準用することといたしております。

第17条は、フルタイム会計年度任用職員の各種手当の支給方法に関する規定でございます。この規定に新たに勤勉手当を加えるものでございます。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定でございます。今般の改正に伴いまして、任期の定めが6か月以上の者に限定する用語の適用の範囲を整理をいたしますとともに、その支給割合を100分の68.75とするものでございます。

第28条の2は、新たにパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を加え、その支給割合を100分の48.75とするものでございます。

なお、今般の改正によりまして、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当、合わせた年間の支給割合は、本年度令和5年度の年1.8月分から年2.35月分に引き上げるものでございます。続きまして、附則でございます。

まず、附則第2項でございます。こちらは垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関するものでございます。今般、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴いまして、関係の規定の整理をさせていただくものでございます。

戻りまして、附則第1項でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、総務課が所管をいたします条例関係の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表11ページを御覧ください。

今回の改正は、教育支援（就学指導）委員会委員の報酬に関するものでございます。

教育支援（就学指導）委員会委員につきましては、教育委員会の諮問に応じ、特別支援教育を要する児童・生徒の判定並びに教育措置に関し必要な調査及び審査を行うため、教育委員会に設置しました委員会の委員でございます。

教育委員会では、これまで教育支援委員会には就学指導という言葉を加え使用してまいりましたが、早期からの教育相談、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っていくという観点から、また一般的にも教育支援の名称が定着したことを踏まえ、第1条第45号及び別表第42号について「（就学指導）」の文言を削り、「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明させていただきます。

このたびの改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 ―― 以降、基準府令といいます ―― 及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、基準府令の改正内容に準じて、特別利用保育の基準及び特別利用教育の基準の規定における読替規定を整備します。また、施設の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して閲覧に供することを義務づけるとともに、磁気ディスク等特定の記録媒体による記録の交付について、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものでございます。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表16ページを御覧ください。

まず、第24条の見出しを「(掲示等)」に改め、施設の重要事項説明書について書面掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供さなければならないことを規定します。

次に、第36条は、特別利用保育の基準を規定しておりますが、第3項中において対象となる子供に係る読替規定を基準府令に準じて改めます。

第37条は、特別利用教育の基準を規定しておりますが、第3項中において、対象となる施設、子供の総数及び定員に係る読替規定を基準府令に準じて改めます。

第43条は、特定教育・保育施設等との連携について規定しておりますが、第1項を引用している第6項から第8項中において引用文言を改めます。

次に、第54条は、電磁的記録等について規定しておりますが、電磁的記録の提供方法を定める第2項において、第2号に規定する記録媒体の文言を改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。ただし、第24条の改正規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第4号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第5号から議第9号及び議第13号、14号の7件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、現在、介護保険法第129条の規定に基づき進めております第9期垂井町介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係ります介護保険料の改正をお願いするものでございます。

介護保険事業計画は、同法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針として3年ごとに定めることとなっております。過去の給

付等の実績、要支援・要介護者の人数、また、実施する事業やサービスの量などを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年の保険給付費を推計しましたところ、基準月額6,150円の保険料を算出いたしました。

保険料の基準月額は第8期計画と同額でございますが、介護保険法施行令において国の基準の所得段階が13段階へ多段階化されたこと、高所得者の保険割合が引き上げられ、また低所得者の保険割合が引き下げられたことにより、国の基準に合わせるため本町で定める所得段階を12段階から13段階へ見直すとともに、段階ごとの保険料額について所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の20ページを御覧ください。

第2条の保険料率では、第1項中において、対象の期間を令和6年度から令和8年度までの3年間に改めますとともに、所得段階と段階ごとの保険料割合の見直しに伴い、第1号から第3号までは月額基準額6,150円に保険料割合0.455から0.69までを乗じた年額にそれぞれ改めるものでございます。

第9号から第11号までは、それぞれの所得金額を改めるとともに、基準額に保険料割合1.2から2.1を乗じた年額にそれぞれ改めるものでございます。

第12号を第13号に繰り下げ、新たに12号では第12段階の保険料として、基準額に保険料割合2.3を乗じた年額と所得金額などに関する規定を定めるものでございます。

繰り下げた第13号では、基準額に保険料割合2.4を乗じた年額に改めるものでございます。

そのほか、引用について改めるものでございます。

次に、同条第2項から第4項では、低所得者軽減として、第1号被保険者のうち所得の少ない第1段階から第3段階に該当する方の減額賦課について定めるもので、それぞれの対象期間を令和6年度から令和8年度までに改め、準用する保険料額についてもそれぞれ改めるものでございます。

次に、第4条第3項では、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合についての引用について改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、本条例第2条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとしております。

続きまして、議第6号から議第9号までの4議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令において、手続のオンライン化を進めるため、特定されている記録媒体を定める規定の見直しがされたこと、また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令では、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて各介護サービスに係る基準の見直しがされたことから、各条例の所要の改正をお願いするものでございます。

加えて、議第6号においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築をするための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令において、複合型サービスの定義の見直しにより、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容が介護保険法で定められたことなどに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、各議案において同様の改正を行っておりますことから、一部省略して御説明申し上げます。

それでは、議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、多機能系サービスの管理者の兼務の緩和、居住系サービスにおける協力医療機関との連携体制の構築、短期入所系サービスにおける介護現場の生産性の向上、書面揭示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進などについて規定するほか、文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は24ページを御覧ください。

初めに、第6条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数では、介護療養型医療施設の廃止に伴い第5項第11号を削り、第6項では文言の整理を行うものでございます。

第7条の管理者では、管理者の兼務できる範囲についての規定が見直されたことから、当該文言を改めるものでございます。

次に、第9条の内容及び手続の説明及び同意では、第2項第2号において使用が特定されている記録媒体の見直しがされたことから、電磁的記録媒体に文言を改めるものでございます。

次に、第24条の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針では、第1項第8号として身体的拘束等を原則禁止すること、第9号として身体的拘束等を行う場合の記録の義務化についての2号を加えるものでございます。

第34条の掲示では、第1項において重要事項の略称規定を設け、第3項としてウェブサイト上に重要事項を掲載することを義務づける規定を追加するものでございます。

第42条の記録の整備では、第2項において文言の整理を行うとともに、第5号として身体的拘束等の記録について追加するものでございます。

第47条の訪問介護員等の員数では、指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、第4項第11号を削るものでございます。

第48条の管理者では第7条と同様の改正を、第51条の指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針では第24条と同様の改正を、第58条の記録の整備では第42条と同様の改正を行います。

次に、第59条の4の管理者では第7条と同様の改正を、第59条の9の指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針では第24条と同様の改正を、第1項第8号において文言の整理を行い、第59条の19の記録の整備では第42条と同様の改正を行うものでございます。

第59条の20の3の準用では、引用している条項の号ずれを改めるものでございます。

第59条の24の管理者では第7条と同様の改正を、第59条の29の指定居宅介護支援事業者等との連携では文言の整理を行い、第59条の30の指定療養通所介護の具体的取扱方針では第24条と同様の改正を、第59条の37の記録の整備では第42条と同様の改正を行うものでございます。

第62条の管理者では第7条と同様の改正を行い、第65条の利用定員等では廃止される指定介護療養型医療施設について、改正前の法律の引用を加えるものでございます。

第66条の管理者では第7条と同様の改正を、第70条の指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針では第24条と同様の改正を、第79条の記録の整備では第42条と同様の改正を行うものでございます。

第82条の従業者の員数等では、介護療養型医療施設の廃止に伴い、第6項の表中において文言を削るものでございます。

第83条の管理者では、第1項において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の兼務の範囲について制限が撤廃されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、第3項において引用する条項の項ずれを改めるものでございます。

第86条の設備及び備品等では、文言の整理を行います。

第92条の指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針では、第1項第7号として、身体的拘束等の適正化を図るために、委員会の設置や指針の整備などに関する規定を追加するものでございます。

第106条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関して、新たに規定をするものでございます。

第107条の記録の整備では、文言の整理を行います。

第111条の管理者では第7条と同様の改正を、第118条の認知症対応型共同生活介護計画の作成では引用する条項の項ずれを改め、第121条の管理者による管理では第7条と同様の改正を行います。

第125条の協力医療機関等では、協力医療機関等との連携体制を構築するため、認知症対応型共同生活介護事業者と協力医療機関及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定として、第2項から第6項の5項を加えるものでございます。

第127条の記録の整備では、第2項において文言の整理を行い、第128条の準用では新たに規定した第106条の2を追加するものでございます。

第130条の従業者の員数では、第11項として、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置の基準について新たに規定するものでございます。

第131条の管理者では第7条と同様の改正を、第147条の協力医療機関等では第125条と同様の改正を、第148条の記録の整備では第2項において文言の整理を行い、第149条の準用では第128条と同様の改正を行います。

第151条の従業者の員数では、介護療養型医療施設の廃止に伴い、第8項において当該施設を定めている文言を削るものでございます。

第152条の設備では、第82条の改正に伴い、第1項第6号において医療法の法律番号を加えるものでございます。

第165条の2の緊急時等の対応では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、第1項では施設、医師、協力医療機関の3者で緊急時等の対応方法を定める旨の改正を行うとともに、第2項として、1年に1回以上その対応方法の見直しを義務づけるために新たに規定するものでございます。

第166条の管理者による管理では第7条と同様の改正を、第167条の計画担当介護支援専門員の責務では文言の整理を行い、第172条の協力医療機関等では、協力医療機関との連携体制を構築するため第1項で所要の改正を行うとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設と協力医療機関及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定として、第2項から第5項の4項を加えるものでございます。

第176条の記録の整備では文言を整理し、第177条の準用では第128条と同様の改正を行います。

第182条の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針では、文言を整理し、第187条の勤務体制の確保等では、ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、施設管理者の研修の受講の努力義務について、第5項を新たに規定するものでございます。

第190条の基本方針では、介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの内容が介護保険法第8条第23項第1号に定められたことにより、引用する法令を改めるものでございます。

第191条の従業者の員数等では、介護療養型医療施設の廃止に伴い第7項第4号を削り、第192条の管理者では第7条と同様の改正を行います。

第197条の指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針では、介護保険法の改正により、通所サービスと宿泊サービスに看護サービスが含まれることについて明確化されたことに伴い、第1項第1号において所要の改正を行うとともに、第7号では第92条と同様の改正を行うものでございます。

第201条の記録の整備では文言を整理し、第202条の準用では第128条と同様の改正を行います。

第203条の電磁的記録等では、第9条第2項第2号において電磁的記録の定義を定めたことにより、括弧書きを削るものでございます。

附則第10条の病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置では、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるのは令和6年3月31日までの間に限られていることから、引用について改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するもの、ただし、第34条に1項を加える改正規定につきましては令和7年4月1日から施行するもの、また、第2条の身体的拘束等の適正化に係る経過措置では令和7年3月31日まで、第3条の利用者の安全並びに介

護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置及び第4条の協力医療機関との連携に関する経過措置では、令和9年3月31日までをそれぞれ経過措置期間を設けるものでございます。

続きまして、議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正については、多機能系サービスの管理者の兼務の緩和、居住系サービスにおける協力医療機関等との連携体制の構築、短期入所系サービスにおける介護現場の生産性の向上、書面揭示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進などについて規定するほか、文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は65ページを御覧ください。

初めに、第6条の管理者では、管理者の兼務できる範囲についての規定が見直されたことから、当該文言を削るものでございます。

次に、第9条の利用定員等では、廃止される指定介護療養型医療施設について、改正前の法律の引用を加えるものでございます。

第10条の管理者では第6条と同様の改正を行い、第11条の内容及び手続の説明及び同意では、第2項第2号において使用が特定されている記録媒体の見直しがされたことから、電磁的記録媒体に文言を改めるものでございます。

第32条の揭示では、第1項において重要事項の略称規定を設け、第3項としてウェブサイト上に重要事項を掲載することを義務づける規定を追加するものでございます。

第40条の記録の整備では、第2項において文言の整理を行うとともに、第3号として身体的拘束等の記録について追加をするものでございます。

第42条の指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針では、第1項第10号として身体的拘束等を原則禁止すること、第11号として身体的拘束等を行う場合の記録の義務化についての2号を加えるものでございます。

第44条の従業者の員数等では、介護療養型医療施設の廃止に伴い、第6項の表中において文言を削るものでございます。

第45条の管理者では、第1項において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の兼務の範囲について制限が撤廃されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第53条の身体的拘束等の禁止では、第3項として、身体的拘束等の適正化を図るために、委員会の設置や指針の整備などに関する規定を追加するものでございます。

第63条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関して、新たに規定をするものでございます。

第64条の記録の整備では第2項において文言の整理を、第72条の管理者では第6条と同様の

改正を、第78条の身体的拘束等の禁止では文言の整理を行い、第79条の管理者による管理では第6条と同様の改正を行います。

第83条の協力医療機関等では、協力医療機関等との連携体制を構築するため、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者と協力医療機関及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定として、第2項から第6項の5項を加えるものでございます。

第85条の記録の整備では第2項において文言の整理を行い、第86条の準用では新たに規定した第63条の2を追加するものでございます。

第91条の電磁的記録等では、第11条第2項第2号において、電磁的記録の定義を定めたことにより、括弧書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するもの、ただし、第32条に1項を加える改正規定につきましては令和7年4月1日から施行するもの、また、第2条の身体的拘束等の適正化に係る経過措置では令和7年3月31日まで、第3条の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置では、令和9年3月31日までを経過措置期間として設けるものでございます。

続きまして、議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、公正中立性の確保のための見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直し、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進などについて規定するほか、文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の79ページを御覧ください。

初めに、第3条の基本方針では、地域包括支援センターの定義を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

第5条の従業者の員数では、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が見直され、第2項において介護支援専門員1人当たり44人までとし、要支援者は3分の1を乗じた数とする基準を改めるとともに、第3項でICTの活用と事務職員の配置により、介護支援専門員の1人当たり49人まで可能とする基準について新たに規定するものでございます。

次に、第6条の管理者では、第3項において、管理者の兼務できる範囲についての規定が見直されたことから、当該文言を削るものでございます。

第7条の内容及び手続の説明及び同意では、第2項において、事業者の負担軽減を図るため、前6か月に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合などの事項について、利用者に説明し理解を得ることを努力義務とすることから、関係する文言を削り、新たに第3項を規定するものでございます。

また、繰下げ後の第5項第2号において、使用が特定されている記録媒体の見直しがされた

ことから、電磁的記録媒体に文言を改めるものでございます。

第16条の指定居宅介護支援の具体的取扱方針では、第1項第2号の2として身体的拘束等を原則禁止すること、第2号の3として身体的拘束等を行う場合の記録の義務化についての2号を加え、第15号で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を可能とするための基準として、2か月に1回居宅を訪問する場合は、訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用して面接することができるための要件を新たに規定するものでございます。

次に、第25条の掲示では、ウェブサイト上に重要事項を掲載することについて、現在本町では独自に努力義務として規定をしておりますが、今回の省令改正で義務づけがされることから第2項の努力義務規定を削り、新たに第3項を規定するものでございます。

第32条の記録の整備では、第2項において文言の整理を行うとともに、第3号として身体的拘束等の記録について追加するものでございます。

第33条の準用では文言を整理し、第33条の2の電磁的記録等では、第7条第5項第2号において電磁的記録の定義を定めたことにより、括弧書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するもの、ただし、第25条の改正規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正については、介護予防支援事業所の指定対象の拡充、公正中立性の確保のための見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進などについて規定するほか、文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の88ページを御覧ください。

初めに、第3条の従業者の員数では、介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者の指定が地域包括支援センターの設置者だけではなく、指定居宅介護支援事業者も指定を受けることができるようになったことに伴い、第1項において、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に改め、第2項として、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合の基準を新たに規定するものでございます。

第4条の管理者では、第1項において指定介護予防支援事業所の定義を定める改正を、第2項において地域包括支援センターの設置者が置く管理者の基準に改め、第3項及び第4項は指定居宅介護支援事業者が置く管理者に関する基準を新たに規定するものでございます。

第5条の内容及び手続の説明及び同意では文言の整理を行うほか、第3項において指定居宅介護支援事業者の場合の読替えについて定め、第4項第2号において使用が特定されている記録媒体の見直しがされたことから、電磁的記録媒体に文言を改めるものでございます。

第11条の利用料等の受領では、指定居宅介護支援において、実施地域以外の地域の居宅の訪

問の際は交通費を利用者から受けることができることから、指定介護予防支援の場合の交通費の基準についても、同様に第2項及び第3項で新たに規定をするものでございます。

第13条の指定介護予防支援の業務の委託では、指定介護予防支援の業務委託は指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者には適用されないことから、地域包括支援センターに限定する規定に改めるものでございます。

第22条の掲示では、第1項において重要事項の略称規定を設け、第3項としてウェブサイト上に重要事項を掲載することを義務づける規定を追加するものでございます。

第29条の記録の整備では、第2項において文言の整理を行うとともに、第3号として身体的拘束等の記録について追加をするものでございます。

第31条の指定介護予防支援の具体的取扱方針では、第1項第2号の2として、身体的拘束等を原則禁止すること、第2号の3として、身体的拘束等を行う場合の記録の義務化についての2号を加え、第16号で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を可能とするための基準として、3か月に1回を1期間とし、連続する2期間に1回居宅を訪問する場合は、訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して面接することができるための要件を新たに規定し、第29号で、町が要支援者の状況を適切に把握するため指定を受ける指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者に対して、町への情報提供の義務づけについて新たに規定するものでございます。

第33条の準用では文言を整理し、第34条の電磁的記録等では、第5条第4項第2号において電磁的記録の定義を定めたことにより、括弧書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するもの、ただし、第22条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第13号 指定管理者の指定でございます。

垂井町デイサービスセンターにつきましては、現在、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会を指定管理者として指定をしているところでございます。

令和6年3月31日で5年間の指定期間が満了することから、次期の管理運営を行う指定管理者の候補者といたしまして、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定に基づき、引き続き社会福祉法人垂井町社会福祉協議会を選定いたしましたので、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

選定した理由でございますが、当協議会は当該施設の管理におきまして、指定管理者制度の導入当初である平成18年度から18年間にわたる受託をしてきた実績とともに、現在まで管理運営を行ってまいりました。引き続き業務を実施させることにより、当該施設に係る安定した介護サービスの提供と事業効果等が相当程度期待できることから、適当であると認めるところでございます。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

続きまして、議第14号 指定管理者の指定についてでございます。

垂井町福祉事業所けやきの家につきましては、現在、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会を指定管理者として指定をしているところでございます。

令和6年3月31日で5年間の指定期間が満了することから、次期の管理運営を行う指定管理者の候補者といたしまして、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定に基づき、引き続き社会福祉法人垂井町社会福祉協議会を選定いたしましたので、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

選定した理由でございますが、当協議会は当該施設の管理におきまして、指定管理者制度の導入当初である平成18年度から18年間にわたり受託をしてきた実績とともに、現在まで適切に管理運営を行ってまいりました。引き続き業務を実施させることについて、当該施設に係る安定した障がい福祉サービスの提供と事業効果等が相当程度期待できることから、適正であると認めるところでございます。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

以上、議第5号から議第9号の条例の改正について及び議第13号及び議第14号の指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 私からは、ただいま上程されました議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、ここ数年の急激な物価高騰の影響を鑑み、土地改良事業に対する補助金について所要の改正をお願いするものであります。

令和2年に開催されました東京オリンピック開催前から建設資材の価格が上がり始め、この数年来のロシアのウクライナ侵攻等国际情勢や円安等の影響もあり、建設資材の価格が令和3年から約30%上昇しております。この価格高騰が土地改良区の経営を圧迫しており、土地改良施設の維持管理に支障を来していることから、物価上昇分を勘案した補助率の引上げを行うとともに、合理的な工事の発注を促進するため、事業の上限額を廃止するものであります。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表98ページを御覧ください。

第4条に規定する補助率につきましては、第1号中、国または県の補助金の交付を受けた事業に係る補助率を「100分の40」から「100分の50」に改め、第6号中、他からの補助金の交付がない事業に係る補助率を「100分の50」から「100分の57.5」に改め、事業費の上限を削り、廃止するものであります。

附則といたしましては、この条例は令和6年4月1日から施行することを定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、企画調整課所管に係ります議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、政令の改正内容に合わせ、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は99ページから御覧ください。

第2条では字句の整理を行うものでございます。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改めるものでございます。

別表（第5条関係）では、補償基礎額表中「1万2,440円」を「1万2,500円」に、「1万3,320円」を「1万3,350円」に、「1万670円」を「1万800円」に、「1万1,550円」を「1万1,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、経過措置として、改正後の規定は令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課に係ります議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、当条例を改正するに至った経緯から御説明をさせていただきます。

国は、水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化、耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、現在、水道整備・管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省への移管を行うため、国の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月に公布し、同法第3条の規定による水道法の一部改正により水道整備・管理行政の所管省を変更することから、当該法律を引用しております給水装置の新設等の申込みに関する規定につきまして、厚生労働省から国土交通省への移管に伴う所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書並びに新旧対照表101ページを御覧ください。

第4条中、「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第14号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

午後2時24分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第4 議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

旧東保育園ビジネス拠点改修工事を施工するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜県不破郡垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ代表取締役 南紅二が落札をいたしましたので、この者と1億8,348万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに産業課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして、御覧いただきますようお願い申し上げます。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき

まして、5者に指名通知をいたし、去る2月20日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社タワダが1億6,680万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして1億8,348万円で垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ代表取締役 南紅二と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

完成期限につきましては、令和6年9月30日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） ただいま上程されました議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結について、私のほうからは工事の概要につきまして補足説明をさせていただきます。お手元の図面も御覧いただければというふうに思います。

本施設は、JR東海道本線垂井駅から徒歩5分という交通利便性がよい空き公共施設である旧東保育園を活用し、特に町外からの事業者を誘致するためのサテライトオフィスを整備するとともに、創業における拠点やテレワークのためのコワーキングスペースを提供し、特に若年者の活躍の場を提供するため計画したものでございます。また、商工会の事務所が入居する予定であります。

本施設は、既存施設で活用できる部分につきましては最大限に活用しつつ、これまでの町の商工施策を展開しながら施設利用者や関係者が連携を図り、イノベーションをもたらすことにより地域経済の活性化を図ることも目的としております。

施設の規模は、敷地面積は1,709.10平方メートル、建物延べ床面積は1,047.24平方メートルで、建物の構造は鉄筋コンクリート造2階建てでございます。1階には商工会事務所、ミーティングルーム、コミュニティラウンジ、コワーキングスペース、クラフトスペースを配置し、2階にはコワーキングスペース兼セミナースペース、倉庫、サテライトオフィス4部屋、テラスを配置いたします。また、建物南側の旧園庭を駐車スペースといたしまして整備し、建物1階の一部を解体して連絡通路を設け、北側の町道から乗り入れられる構造といたします。

以上が工事の概要でございます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ8,569万7,000円を減額し、予算総額を115億1,170万6,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、庁舎の電気料金に係ります需用費の減額、旧庁舎跡地等整備附帯工事に係ります工事請負費の減額、減債基金に係ります積立金の増額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、福祉医療費助成費に係ります扶助費の増額、障害福祉サービス費等給付事業に係ります扶助費の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります委託料の減額、クリーンセンターの電気料金に係ります需用費の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

農林水産業費では、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

商工費では、工場等設置奨励金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

土木費では、除雪業務に係ります委託料の増額、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費の減額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

消防費では、消防ポンプ自動車購入に係ります備品購入費の減額、令和6年能登半島地震の被災地への職員派遣に係ります職員手当等の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

教育費では、小・中学校の電気料金に係ります需用費の減額、文化会館音響設備更新工事に係る工事請負費の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

なお、財源につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費につきましては、定額減税対応システム改修事業、マイナンバーカード記載事項変更に係るシステム改修事業、生活支援給付金給付事業、第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、林道明神線開設事業に係ります経費を令和6年度に繰り越して実施することを追加してお願いをいたすものでございます。

また、地方債の補正につきましては、追加及び限度額の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,569万7,000円を減額いたし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億1,170万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書18ページでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。需用費の光熱水費では、原油価格の高騰などの影響を受け、令和4年度から大幅に上昇しておりました電気料金が本年度当初予算の編成時よりも低い価格で安定をし、不用額が生じる見込みとなりましたので、庁舎、庁舎東館などの電気料金といたしまして1,500万円の減額補正を、また修繕料では巡回バス2台の自動扉の故障に伴いまして、予算に不足が生じる見込みとなりましたので40万円の増額補正を、併せて役務費の通信運搬費では、郵送料に不用が生じる見込みとなりましたので、200万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

目5財産管理費でございます。需用費の光熱水費では、公衆街路灯の電気料金に不用額が生じる見込みとなりましたので、300万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、（仮称）旧庁舎跡地等にぎわい創出施設整備事業に係ります経費に不用額が生じる見込みとなりましたので、旧役場庁舎、中央公民館などを含めました旧庁舎跡地等整備附帯工事に係る工事請負費で1,150万円の減額を、併せて（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設、

こちらはワイワイプラザ垂井でございますが、こちらの備品購入費につきまして、入札等により不用額が生じたことから、670万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、（仮称）旧庁舎跡地等にぎわい創出施設整備事業の財源でございますが、国庫支出金、県支出金は減額をさせていただき町債を増額、繰入金では森林環境譲与税基金繰入金を充当するための財源更正をそれぞれお願いするものでございます。

目6企画費でございます。需用費の光熱水費では、地区まちづくりセンターの電気料金の不用額といたしまして150万円の減額を、委託料では、歳入がふるさと納税の収入が当初予算額を上回る見込みとなったため、歳出側のふるさと納税管理業務委託料につきまして350万円の増額を、負担金、補助及び交付金では申請件数の増加に伴いまして、結婚新生活支援事業補助金で142万6,000円、清流の国ぎふ移住支援補助金で50万円の増額補正をそれぞれお願いをするものでございます。財源につきましては、結婚新生活支援事業補助金は歳出補正額の3分の2相当、清流の国ぎふ移住支援補助金は歳出補正額の2分の1相当につきまして、いずれも県支出金を見込んでおるところでございます。

目11財政調整基金費でございます。減債基金への積立金として3,360万円の増額をお願いをするものでございます。

項2徴税费、目2賦課徴收费でございます。委託料では、税制改正により納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年度分の所得税で3万円、個人住民税で1万円の減税を行うこととされました。これら住民税の定額減税を実施するに当たり、システム改修が必要になりますことから、定額減税対応システム改修業務委託料で323万9,000円の増額をお願いをするものでございます。こちらは全額本年度から翌年度への繰越しをお願いをするものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは令和5年12月議会の定例会におきまして、マイナンバーカード記載事項変更に係るシステム改修業務委託料として、委託料で869万1,000円をお認めをいただいておりますが、その後国にて仕様が確定をし、追加改修が生じる見込みとなりましたので、222万1,000円の増額をお願いをするものでございます。今回の増額分と12月でお認めをいただいております予算額を合わせた総額は1,091万2,000円でございますが、こちらを令和5年度から令和6年度に繰越しをお願いをするものでございます。財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

項4選挙費、目14町長・町議会議員選挙費でございます。こちらは垂井町長選挙及び垂井町議会議員選挙に係ります経費の不用額に伴いまして、役務費の通信運搬費では119万1,000円、選挙公営交付金で709万5,000円をそれぞれ減額をお願いをするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。償還金、利子及び割引料では、令和4年度、障害者医療費国庫負担金などの額が確定をいたしまして、超過額が生じたので116万1,000円の増額補正を、繰出金では、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして、2,223万5,000円の増額補正をそれぞれお願いをするものでございます。繰出

金の財源の一部につきましては、国庫支出金及び県支出金が交付をされる見込みでございます。

目4福祉医療費でございます。インフルエンザの流行などによりまして、福祉医療費助成事業に係ります経費に不足が生じる見込みとなりましたので、役務費の福祉医療費審査支払手数料では76万6,000円、扶助費の福祉医療費助成費で3,500万円それぞれ増額をお願いをするものでございます。こちらの財源としまして、県支出金が交付をされる見込みでございます。

目5老人福祉費でございます。民間の養護老人ホームをお願いをしております措置入所者のために必要となる老人保護措置費負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で337万9,000円の減額をお願いするものでございます。また、国庫支出金につきましては、当初予算の長寿お祝い商品券発行事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫支出金を充当をするため、300万円の財源更正をお願いをしているものでございます。

目10介護福祉費でございます。繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金22万2,000円の増額をお願いをするものでございます。

目11障害者福祉費でございます。障害福祉サービス費等給付事業につきまして、各種サービス利用者の増加に伴い不足が生じる見込みとなりましたので、扶助費で4,600万円の増額をお願いをするものでございます。財源につきましては、国庫支出金、県支出金が交付をされる見込みでございます。

目18住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業費でございます。令和5年5月議会の臨時会におきまして、1世帯当たり3万円を給付をする事業としまして、住民税非課税世帯生活支援給付金で6,900万円をお認めいただいておりますが、事業が完了いたしまして不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で1,299万円の減額をお願いをするものでございます。歳出の減額に伴いまして、財源の国庫支出金も減額をさせていただくものでございます。

続きまして、目19生活支援給付金給付事業費でございます。こちらは住民税均等割のみ課税をされている世帯に対して1世帯10万円を、また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税をされている世帯に対して、当該世帯のお子様1人につき5万円を支給をする事業でございます。給付に係ります事務経費として、需用費で8万5,000円、役務費で郵送料などの経費で60万9,000円、委託料でシステム運用支援業務委託料として528万円、事業費といたしまして負担金、補助及び交付金で8,545万円、全て合わせますと9,142万4,000円増額をお願いをするものでございます。こちらは、全額を今年度令和5年度から令和6年度への繰越しをお願いをするものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおるところでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

委託料では、他の市町村の私立保育所を利用する際の広域保育委託料につきまして、利用者の減少に伴いまして不用額が生じる見込みとなりましたので、209万3,000円の減額をお願いを

するものでございます。

負担金、補助及び交付金では、他市町村の認定こども園など、利用する際の負担金につきまして、利用者の減少に伴いまして不用額が生じる見込みとなりましたので、子どものための教育・保育施設型給付費負担金で351万4,000円の減額、一方、他市町村の私立保育園等を利用する際の子育てのための施設等利用給付費負担金につきましては、増加をしたことに伴いまして、99万5,000円の増額補正をお願いをするものです。

扶助費では、養育医療費助成事業につきまして、申請者の増加に伴いまして不足が生じる見込みとなりましたので、46万1,000円の増額をお願いをするものでございます。このうち、子どものための教育・保育施設型給付費負担金の減額などと養育医療費助成事業の増額に伴いまして、国庫支出金あるいは県支出金につきましても、それぞれ補正をお願いをいたすものでございます。

目2児童福祉施設費でございます。報酬では、子育て支援センターの会計年度任用職員の人件費の不用額に伴いまして150万円の減額を、需用費では、光熱水費でこども園の電気料の不用額といたしまして600万円の減額を、賄材料費では、こども園の給食用の賄材料費に不用額が生じる見込みとなったため250万円の減額を、負担金、補助及び交付金では、私立認定こども園施設型給付費負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、669万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。私立認定こども園施設型給付費負担金の補正に伴いまして、国庫支出金及び県支出金の増額をお願いしますとともに、分担金及び負担金の減額、諸収入では園児給食費の減額補正をそれぞれお願いをいたすものでございます。

続きまして、目5児童措置費でございます。児童手当につきまして、対象児童数の変動によりまして不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費で100万円の減額をお願いをするものです。これに伴いまして、財源の国庫支出金及び県支出金につきましても減額をそれぞれお願いをするものでございます。

続きまして、目7留守家庭児童教室費でございます。留守家庭児童教室指導員の人件費の不用額につきまして、報酬で220万円の減額をお願いをするものでございます。

目14第2子以降出産祝金支給事業費でございます。令和5年6月議会定例会におきまして、第2子以降出産祝金として800万円をお認めをいただいております。申請者が当初の予想を下回る見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で100万円の減額をお願いをするものでございます。歳出の減額に伴いまして、県支出金につきましても減額をお願いをするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。需用費の光熱水費につきましては、斎場の電気料金の不用額といたしまして、200万円の減額をお願いをするものです。また、負担金、補助及び交付金では、太陽光発電設備等設置費補助金におきまして申請件数が見込みを下回ることとなりましたので、484万4,000円の減額をお願いをするものでございます。あわせて、県支出金につきましても同額の減額補正をお願いをするものでございます。

目6保健センター費でございます。報酬では保健センター事業に従事する会計年度任用職員の人件費の不用額につきまして342万8,000円の減額を、委託料では健康増進事業委託料、予防接種委託料、出産・子育て応援事業システム改修業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので、合わせまして1,443万2,000円の減額を、扶助費では不妊治療費助成金につきまして、実績見込みにより不用額が生じる見込みとなりましたので248万7,000円の減額を、償還金、利子及び割引料では令和4年度母子保健衛生費国庫補助金などの額が確定をし、超過額が生じたので、157万3,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

続きまして、目8新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。委託料では、新型コロナウイルスワクチン接種に係ります経費の不用額といたしまして3,583万9,000円の減額を、それから負担金、補助及び交付金では、ワクチン接種促進事業費交付金で912万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。また、償還金、利子及び割引料では、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などの額が確定をし、交付をされた額の超過額が生じたので、789万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

なお、ただいま申し上げましたワクチン接種業務委託料とワクチン接種促進事業費交付金を減額することに伴いまして、財源の国庫支出金につきましても減額補正をお願いをするものでございます。あわせて、国におきましては、令和5年度末をもって新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種事業が終了いたしますので、本事業の終了に伴います精算事務に要する経費として、175万5,000円を令和5年度から令和6年度へ繰越しをお願いをするものでございます。

続きまして、項2清掃費、目1清掃総務費でございます。廃棄物収集業務等に従事をされる会計年度任用職員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬で213万8,000円の減額をお願いをするものでございます。

目2クリーンセンター費でございます。ごみ焼却用燃料費、それから電気料金に不用額が生じる見込みとなりましたので、燃料費で300万円、光熱水費で2,802万円、合わせて3,102万円の減額をお願いをするものでございます。財源では、使用料及び手数料の粗大ごみ可燃性残さ処理手数料につきまして、今年度の実績見込みにより減額をお願いをいたしております。

目3塵芥処理費でございます。昨年度高騰しておりました原油価格が今年度に入りまして下がりましたことから、石油が原料となって作られております町指定ごみ袋の購入経費の不用額につきまして、消耗品費で400万円の減額をお願いをするものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。今年度農地中間管理機構に預ける農地面積の確定に伴いまして、機構集積協力金交付補助金の不足額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で233万6,000円の増額をお願いをするものです。財源につきましては、全額県支出金を見込んでおります。

目7農地費でございます。委託料では、北部幹線農道整備事業分筆登記業務委託料につきまして、当初予定をしていた用地の一部について保安林の解除に時間を要することから、分筆業

務を取りやめたことに伴いまして不用額が生じる見込みとなりましたので、126万8,000円の減額をお願いをするものです。負担金、補助及び交付金では、県工事の進捗の影響によりまして、県営土地改良事業負担金で217万7,000円の減額を、県営ため池等整備事業負担金で146万6,000円の増額を、地域の農地保全団体が実施をする業務量、事業量が確定をしたことに伴いまして、多面的機能支払交付金の不用額につきまして577万4,000円の減額を、垂井町土地改良区及び栗原土地改良区の揚水機場など、施設に係る電気料につきまして625万1,000円の支援金として減額をそれぞれお願いするものでございます。あわせて、歳入では、多面的機能支払交付金の財源である県支出金につきまして減額をお願いをいたしますとともに、町債では農業用施設維持補修工事に農業債のうち140万円を、それから県営ため池事業に農業債を充てております。それぞれ財源更正をさせていただいております。北部幹線農道整備事業で予定をしていた道路債につきましては逆に2,500万円を減額をいたしておりますので、合わせて2,160万円の減額を地方債でお願いをしておるところでございます。

目9 農村整備費でございます。繰出金につきまして、農業集落排水事業特別会計繰出金110万円の減額をお願いをするものでございます。

項2 林業費、目2 林業振興費でございます。積雪の影響などによりまして、一般造林事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で410万円の減額をお願いをするものでございます。財源につきましては、町債につきまして、林道明神線開設工事で予定をしておりました起債のうち80万円の減額をお願いをするものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費でございます。町内事業者の工場拡張に伴いまして、工場等設置奨励金につきまして300万円の増額をお願いをするものでございます。また、財源でございますが、国庫支出金の1,000万円は当初予算のプレミアム商品券の発行補助金に、こちらの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充当するための財源更正でございます。県支出金の650万円は、創業支援事業委託料、当初予算にお認めをいただいておりますものに対しまして、清流の国推進補助金として650万円の交付が行われる見込みとなりましたので、財源更正をお願いをしております。ビジネス拠点施設整備事業につきまして、町債で商工債2,020万円、諸収入ではビジネス拠点施設整備工事負担金として2,500万円の財源更正をお願いをいたしております。よろしくお願い申し上げます。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費でございます。1月24日の積雪によりまして、除雪作業の実施に伴いまして除雪業務委託料に不足が生じる見込みとなりましたので、委託料で3,600万円の増額をお願いをしておるものでございます。

また、目3 道路新設改良費につきましては、事業費に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費で450万円の減額、物件移転補償費で200万円の減額、県の道路事業が国庫補助の対象となったことに伴いまして、県工事負担金につきまして2,700万円の減額をお願いをするものでございます。財源につきましては、国庫支出金は社会資本整備総合交付金のうち680万円、町債は道路債につきまして4,930万円の減額をそれぞれお願いをしておるものでござい

ます。

目4 橋りょう維持費でございます。橋梁補修工事につきまして、不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費で350万円の減額補正をお願いをするものでございます。財源につきましては、国庫支出金は社会資本整備総合交付金、町債は橋りょう債につきまして、いずれも減額をお願いをするものでございます。

項3 河川費、目2 河川維持費でございます。河川整備工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費で100万円の減額をお願いをするものでございます。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費でございます。当初予算の庁舎周辺土地利用方針検討業務委託料に対しまして、清流の国ぎふ推進補助金、県支出金が交付をされる見込みとなりましたので、163万円財源更正をお願いをしております。

目4 の公共下水道費でございます。繰出金につきまして、公共下水道事業特別会計繰出金4,536万5,000円の減額をお願いをするものでございます。財源につきましては、公共下水道基金繰入金の減額を併せてしております。よろしくお願いを申し上げます。

それから、目5 運動公園管理費でございます。朝倉運動公園の電気料金の不用額につきまして、需用費の光熱水費で150万円の減額をお願いをするものでございます。

目8 駅周辺整備費でございます。駅周辺施設の電気料金の不用額といたしまして、光熱水費で200万円の減額をお願いをしておるものでございます。

款9 消防費、項1 消防費、目2 消防施設費でございます。消防ポンプ自動車の購入費用の不用額といたしまして備品購入費で299万円の減額補正を、これに伴いまして、財源では町債の消防防災施設債の減額をお願いをしておるものでございます。

目4 災害対策費でございます。令和6年能登半島地震に対しまして、被災地への職員派遣の経費といたしまして、職員手当等で時間外勤務手当といたしまして100万円の増額をお願いをしておるものでございます。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費でございます。スクールアドバイザーをはじめとした会計年度任用職員の人件費の不用額といたしまして、報酬で100万円の減額を、財源では国庫支出金につきまして、当初予算の給食費無償化事業補助金に対しまして、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、国庫支出金を充当するため2,834万4,000円の財源更正をお願いをするものでございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費でございます。需用費の消耗品費では、子供たちへの学習者用デジタル教科書につきまして町単独の取組を進めておりますが、購入単価、冊数などの関係により、小学校分のデジタル教科書の購入経費の不用額として130万円の減額をお願いをするものでございます。光熱水費では、小学校の電気料金の不用額として3,600万円の減額をお願いをするものでございます。財源では、GIGAスクール用タブレットの関連経費につきまして国庫支出金を充てることができることになりましたので、財源更正をお願いをいたしております。

目3 学校建設費でございます。委託料につきましては、東小学校校舎長寿命化改修工事実施設計業務委託料の不用額として、496万5,000円の減額をお願いをするものです。財源では、町債の小学校債について減額をお願いをしております。

項3 中学校費、目1 学校管理費でございます。小学校費と同様需用費の消耗品費では、中学校分のデジタル教科書の購入経費の不用額として100万円の減額を、光熱水費は、中学校の施設の電気料金として1,500万円の減額を、併せて財源では、G I G Aスクール用タブレットの関連経費の国庫支出金を充てておるものでございます。

目3 学校建設費につきましては、不破中・北中体育館LED化改修工事の不用額として、工事請負費で234万円の減額をお願いをするものでございます。財源は、町債の中学校債について減額をお願いをしております。

項5 社会教育費、目4 文化財保護費でございます。委託料につきましては、美濃国府跡物件補償調査業務委託料の不用額として221万8,000円の減額をお願いをするものです。

目6 文化会館費につきましては、音響設備更新工事の不用額として、工事請負費で700万円の減額をお願いをするものでございます。財源では、町債の社会教育債について減額をお願いをするものでございます。また、県支出金につきましては、W i - F i 設備の構築工事に清流の国ぎふ推進補助金を充てることととなりましたので、財源更正として149万円をお願いをするものでございます。

目10 タルイピアセンター費でございます。図書館司書など会計年度任用職員の人件費の不足に伴いまして、報酬で35万3,000円の増額を、共済費で8万4,000円の増額を、それから需用費の光熱水費では、タルイピアセンター電気料金の不用額として920万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

項6 保健体育費、目3 給食センター費につきましては、報酬におきまして、給食調理に従事する会計年度任用職員の人件費の不用額として112万8,000円の減額、それから需用費の光熱水費では、センターの電気料金の不用額として410万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

続きまして、9ページでございます。

歳入でございますが、まず款1 町税、項1 町民税、目1 個人でございます。物価高への配慮、堅調な企業業績、人手不足対策などの要因を受けまして、企業等で賃上げ等の傾向が見られたことから当初予算額を上回る見込みとなりましたので、所得割で1,000万円の増額をお願いをするものでございます。

また、項2 固定資産税、目1 固定資産税につきましては、企業の設備投資等の増加傾向に伴いまして、償却資産で700万円の増額をお願いをするものでございます。

款9 地方特例交付金、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、新規に設備投資を行っておられる中小企業等を支援する

ための交付金でございまして、1,700万円の増額をお願いするものでございます。

それから、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が当初予算を上回る見込みとなりましたので、3億9,589万8,000円の増額をお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金でございます。保育料につきましては153万7,000円の減額を、町外在住の方が当町のこども園に通園する際の負担金となる広域入所受託費では43万8,000円の増額、合わせまして109万9,000円の減額となりますが、減額補正をお願いするものでございます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料につきましては、粗大ごみ可燃性残さ処理手数料といたしまして、250万円の減額をお願いをするものです。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。子どものための教育・保育給付交付金では148万7,000円の減額を、児童手当国庫負担金では127万3,000円の減額を、国民健康保険基盤安定国庫負担金につきまして441万6,000円の増額を、障害者自立支援給付費国庫負担金では2,315万5,000円の増額を、母子保健衛生費国庫負担金では23万1,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目3衛生費国庫負担金でございます。新型ウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で3,612万9,000円の減額補正をお願いをするものでございます。

項2国庫補助金、それから目1総務費国庫補助金でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして222万1,000円の増額を、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,134万4,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

民生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,299万円の減額を、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で9,142万4,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目3衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で822万5,000円の減額をお願いをするものでございます。

目7土木費国庫補助金でございます。道路橋りょう事業に係ります社会資本整備総合交付金で1,823万8,000円の減額を、また（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設事業費に係ります都市再生整備事業交付金では1億1,749万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

目9教育費国庫補助金でございます。公立学校情報機器整備費補助金としまして、223万8,000円の増額をお願いをするものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。子どものための教育・保育給付交付金といたしまして100万3,000円の増額を、児童手当県負担金で9万5,000円の減額を、国民健康保険基盤安定負担金といたしまして472万円の増額を、障害者自立支援給付費等県負担金としまして1,157万7,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。また、母子保健衛生費県負担金で11万6,000円の増額をお願いをするものでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金でございます。結婚新生活支援事業補助金では95万円の増額を、県産材需要拡大施設等整備事業補助金で136万7,000円の減額を、清流の国ぎふ移住支援補助金で25万円の増額を、併せて清流の国ぎふ推進補助金で962万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目2 民生費県補助金でございます。第2子以降出産祝金支給事業費補助金では100万円の減額、福祉医療費助成事業補助金では1,552万1,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。また、福祉医療費助成事業事務費補助金としまして、17万4,000円の増額補正を併せてお願いをするものでございます。

目3 衛生費県補助金でございます。太陽光発電設備等設置費補助金で484万4,000円の減額をお願いをするものです。

目5 農林水産業費県補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金といたしまして233万7,000円の増額、資源向上支払（長寿命化）交付金で433万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 一般寄附金につきましては、ふるさと納税におきまして、寄附額が当初の予測を上回る見込みとなりましたことから、700万円の増額をお願いをするものです。

款18 繰入金、項2 基金繰入金では、目1 の財政調整基金繰入金で5億3,350万円の減額、目5 公共下水道基金繰入金で2,000万円の減額をそれぞれお願いをするものです。

また、目14 森林環境譲与税基金繰入金といたしましては、にぎわい創出施設ワイワイプラザ垂井の県産材備品の購入に充てるため、23万8,000円の増額をお願いをするものでございます。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、前年度繰越金で5,150万2,000円の増額をお願いするものです。

款20 諸収入、項5 雑入、目6 雑入でございます。こども園の園児の給食費といたしまして566万9,000円の減額を、ビジネス拠点施設整備工事負担金としまして2,500万円の増額をそれぞれお願いをしております。また、宝くじ収益金として交付をされております県市町村振興協会助成金でございますが、1,010万4,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

款21 町債、項1 町債でございます。

目1 の総務債では臨時財政対策債で8,200万円の減額、旧庁舎跡地等活用事業で1億1,980万円の増額をそれぞれお願いをするものです。

目5 農林水産業債でございます。県営ため池事業負担金、農業用施設維持補修工事、農業農村施設整備事業に対しまして、有利な起債を充当できる見込みとなりましたので、340万円の増額をお願いをしております。

目6 商工債につきましては、令和5年12月議会でお認めをいただきましたビジネス拠点施設整備事業の一部に起債を充てる見込みとしまして、ビジネス拠点施設整備事業として2,020万円の増額をお願いをいたすところでございます。

目7 土木債でございます。今年度の財政状況から今年度への影響を考慮し、町債の総額を圧縮することといたしましたので、地方道路整備事業の道路債では7,510万円、橋梁補修事業につきましては810万円の減額をお願いをするものでございます。

目8 消防債では、消防ポンプ自動車購入事業につきまして、300万円の起債の減額をお願いをするものでございます。

目9 教育債では、東小学校校舎長寿命化改修工事で1,200万円の減額、不破中・北中LED化改修事業で570万円の減額、文化会館音響設備更新工事で800万円の減額、それぞれをお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、繰越明許費の補正でございます。

5ページの第2表のほうを御確認いただきますようお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

まず、款2 総務費、項2 徴税費、事業名、定額減税対応システム改修事業でございます。令和6年度に実施の定額減税への対応のためのシステム改修業務でございます。令和6年6月から減税が開始となりますので、早急に改修を実施をする必要がございますので、323万9,000円を本年度から令和6年度に繰り越して対応、実施をしてまいりたいと考えております。

項3 戸籍住民基本台帳費は、事業名、マイナンバーカード記載事項変更に係るシステム改修事業でございます。国におきまして改修の仕様が追加をされましたので、年度内での改修が見込めないこととなりました。そのため今回の補正、それから12月の補正と合わせた1,091万2,000円につきまして、令和6年度に繰越しをして実施をお願いをするものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名、生活支援給付金給付事業でございます。当該事業につきましては、国の令和5年度にて措置をされましたことから、事業費で9,142万4,000円を補正予算で計上させていただきますが、令和6年度に繰り越して実施をさせていただくものでございます。

項2 児童福祉費、事業名、第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業でございます。本事業は、国のこども大綱が確定をした段階での事業着手となります。事業遂行に当たっては、町民アンケートの実施など時間を要する事業となっておりますが、この国の大綱の策定が今年の12月までずれ込みましたことから、年度内での完了が見込めないこととなりました。350万円を令和6年度に繰り越してお願いをさせていただくものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。令和5年度末をもって新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種事業が終了いたしますことに伴いまして、精算事務に要する経費175万5,000円を令和6年度に繰越しをさせていただくものでございます。

款6 農林水産業費、項2 林業費、事業名、林道明神線開設事業でございます。積雪等の影響によりまして、本年度を予定をしておりました工事の出来高が不足をすることとなりましたので、3,511万5,000円を令和6年度に繰り越して実施をさせていただくものでございます。

議案書の第3表、地方債でございます。

地方債につきましては、6ページを御確認をいただきますようお願いいたします。

まず、地方債の追加につきましては、上段2つでございます。農業農村施設整備事業で340万円、ビジネス拠点施設整備事業で2,020万円のそれぞれ追加をお願いいたします。

起債の方法、利率、償還の方法等、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

また、変更につきましては、補正後の箇所となりますが、臨時財政対策債で8,200万円の減額をいたします。旧庁舎跡地では1億1,980万円の増額、地方債、道路事業で7,510万円の減額、橋梁補修で810万円の減額を、消防ポンプ自動車では300万円の減額を、東小の長寿命化改修事業では1,200万円の減額を、不破中・北中LED化改修事業では570万円の減額を、文化会館音響設備更新工事では800万円の減額をそれぞれお願いしております。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

34ページからは給与費明細書、36ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付をさせていただきますので、後ほどお目通しをいただければと思っております。

以上、補足説明といただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決定しました。

日程第6 議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ76万8,000円を追加し、予算総額を27億7,322万3,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、諸支出金におきまして、特定健康診査等負担金などの過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額措置をいたしました。

財源につきましては、国民健康保険税、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を27億7,322万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明させていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で76万8,000円増額補正をお願いするものでございます。令和4年度の国民健康保険特定健康診査等負担金、保険者努力支援交付金、特別調整交付金、災害臨時特例補助金の額がそれぞれ確定したことに伴いまして、交付金が超過となりましたので返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税につきまして、節 1 医療給付費分現年課税分で1,600万円の減額、節 3 介護納付金分現年課税分で200万円の減額、節 5 後期高齢者支援金分現年課税分で400万円の減額補正をお願いするものでございます。それぞれ実際の確定した賦課額を反映し、変更を行うものでございます。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金で、1,226万円の増額補正をお願いするものでございます。保険税の軽減分を補填する制度で、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。

節 5 財政安定化支援事業繰入金については、県より繰入れ基準額の決定を受け、995万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

節 7 産前産後保険税繰入金は、出産する被保険者に対する産前産後期間の保険税免除相当額を繰り入れるため、2万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金で53万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ2,883万3,000円を減額し、予算総額を11億4,427万円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道費では、下水道整備工事に係ります工事請負費の減額、浄化センターの電気料金に係ります需用費の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

公債費では、償還利子に係ります償還金、利子及び割引料の減額を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いいたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

また、財源につきましては、地方債の限度額について減額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ2,883万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,427万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページを御覧ください。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、目1 下水道建設費におきましては、下水道整備工事に不用額が生じることとなりましたので工事請負費300万円の減額、同じく下水道整備工事に伴う上水道施設の支障移転補償費が少なくなったことにより、補償、補填及び賠償金で200万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目2 施設管理費におきましては、受益者負担金を一括納付される割合が見込みより多かつたため報償金に不足が生じる見込みとなりましたので、報償費6万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目3 浄化センター費におきましては、電気代の契約相手方変更により需用費2,000万

円の減額、また汚泥の発生が見込みより少なかったため、その処分及び運搬に係る業務につきまして、委託料150万円の減額の補正をお願いするものでございます。

次に、款3 公債費、項1 公債費、目1 元金におきましては、下水道費県補助金、特定基盤整備推進交付金でございますが、こちらの額の確定によりまして財源更正をお願いするものでございます。

次に、目2 利子につきましては、町債の償還利子について、見込みより利率が下がったため、償還金、利子及び割引料240万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6 ページを御覧ください。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道費国庫補助金、節1 下水道費補助金につきましては、交付金の交付が予算の範囲内ということで、70万円の減額補正をお願いするものでございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 下水道費県補助金、節1 下水道費補助金におきましては、特定基盤整備推進交付金の額の確定に伴いまして、374万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金におきましては、公共下水道事業費の額の確定、電気代の減額及び前年度繰越金の額確定などによりまして、一般会計からの繰入金4,536万5,000円の減額補正をお願いし、精算をさせていただくものでございます。

次に、款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 前年度繰越金におきましては、繰越額の確定により2,049万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7 ページでございます。

款8 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、節1 雑入におきましては、令和4年分消費税が確定し、還付となりましたので雑入において受入れをさせていただいたため、308万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款9 町債、項1 町債、目1 下水道債、節1 下水道事業債におきましては、起債対象事業費の確定によりまして、1,010万円の減額補正をお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条では、地方債の借入限度額を変更させていただくものでございます。

3 ページを御覧ください。

第2表におきまして、地方債の限度額を2億10万円としておりましたが、事業費の確定によりまして1,010万円の減額補正をお願いし、1億9,000万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして、10ページには、地方債の現在高見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ189万2,000円を追加し、予算総額を3,829万2,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、歳入の繰入金では一般会計繰入金の減額、垂井町農業集落排水処理施設整備基金の廃止に伴います基金繰入金の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

歳出の管理費では、農業集落排水施設の電気料金に係ります需用費の減額について措置し、予備費により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和6年4月から農業集落排水事業を公営企業会計である下水道事業会計へ位置づけることから、垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例を廃止しましたことに伴い、基金に属する現金を垂井町農業集落排水事業特別会計へ繰り入れるため、歳入歳出の補正をお願いするもの及び需用費、光熱水費の減額でございます。

それでは、議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ189万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,829万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書5ページ、歳入から説明をさせていただきます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきまして、需用費、電気代の減額に伴う一般会計からの繰入金110万円の減額でございます。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1農業集落排水処理施設整備基金繰入金、節1農業集落排水処理施設整備基金繰入金におきましては、垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例廃止に伴い、基金に属する現金を繰り入れるため299万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、歳出を御説明させていただきます。

款2管理費、項1維持管理費、目1維持管理費、節10需用費におきまして、電気代の契約変更により110万円の減額をさせていただくものでございます。

款5予備費、項1予備費、目1予備費、節28予備費におきまして、収支の均衡を図るため299万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,496万円を追加し、予算総額を28億949万円とするものでございます。

補正いたします主なものは、保険給付費では、居宅介護福祉用具購入負担金及び居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、介護予防居宅サービス給付費負担金及び介護予防サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険給付費におきまして、予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に1,496万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億949万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。要支援者が総合事業のサービスを利用する際に必要となるケアプランの作成について、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対して作成の一部を委託するもので、予算額に不足が見込まれること

から、107万円の増額をお願いするものでございます。

項3 認定審査費、目1 認定調査等費、節1 報酬及び節4 共済費でございます。介護認定調査員の人件費について予算額に不足が見込まれることから、それぞれ2万円と7万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目4 居宅介護福祉用具購入費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護福祉用具購入費負担金でございます。要介護者がトイレや入浴関連などの福祉用具を購入した際に給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから30万円の増額をお願いするものでございます。

次に、9 ページ、目6 居宅介護サービス計画給付費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金でございます。要介護者が介護サービスを利用する際に必要となるケアプランの作成や適切なサービス提供に向けた調整など、居宅介護支援事業者が行う居宅介護支援に対し給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから650万円の増額をお願いするものでございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金でございます。要支援者が介護予防、訪問看護などの介護予防居宅サービスを利用する際に給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから480万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4 介護予防サービス計画給付費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金でございます。要支援者が介護予防サービスを利用する際に必要となる介護予防ケアプランの作成や適切なサービス提供に向けた調整など、介護予防支援事業者である地域包括支援センターが行う介護予防支援に対し給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから50万円の増額をお願いするものでございます。

項3 サービス給付費諸費、目1 審査支払手数料、節11 役務費の審査支払手数料でございます。給付費の審査や支払い業務を行う国保連合会への事務手数料で、予算額に不足が見込まれることから10万円の増額をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。

項7 市町村特別給付費、目1 市町村特別給付費、節18負担金、補助及び交付金の紙おむつ等購入助成費でございます。住民税非課税で要介護3以上の者が紙おむつ等を購入した際に年3万6,000円を上限に給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから160万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国・県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でござい

ます。国の負担分として給付費の居宅分20%と施設分15%相当分として244万円の増額をお願いするものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。市町村の保険料基準額の格差調整をするため交付されるもので、給付費の3%相当分として36万5,000円の増額をお願いするものでございます。

目2 介護保険国庫補助金の介護報酬改定等システム改修補助金でございます。介護報酬等の見直しに伴うシステム改修費の補助金について、国が160万円を上限に基準額の2分の1と補助内容が示されたことに伴い、160万円の増額をお願いするものでございます。

目5 地域支援事業交付金の地域支援事業国庫交付金でございます。地域支援事業に対する国の負担分で、給付費の38.5%相当分として41万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第2号被保険者の保険料に当たり、給付費の27%相当分として329万4,000円の増額をお願いするものでございます。

6 ページを御覧ください。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。県の負担分で給付費の居宅分12.5%と施設分17.5%相当分として152万6,000円の増額をお願いするものでございます。

項3 県補助金、目3 地域支援事業交付金の地域支援事業県交付金でございます。地域支援事業に対する県負担分で、給付費の19.25%相当分として20万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。町の負担分で給付費の12.5%相当分として152万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目2 事務費等繰入金の事務費等繰入金でございます。先ほど御説明申し上げました介護認定審査員の人件費の増額分と介護報酬改定等システム改修費の国庫支出金で160万円の増額としたことにより、町負担分として151万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目4 地域支援事業繰入金の地域支援事業費負担金繰入金でございます。地域支援事業に対する町の負担分で、給付費の19.25%相当分として20万6,000円の増額をお願いするものでございます。

7 ページを御覧ください。

款10 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金の前年度繰越金でございます。歳入歳出予算の均衡を図るため、489万5,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、11ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第29号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第29号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ900万円を追加し、予算総額を4億4,285万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険料等負担金に係ります後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、後期高齢者医療保険料により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第29号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を増額し、

歳入歳出予算の総額を4億4,285万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明させていただきます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料等負担金の予算額に不足が見込まれますので、900万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料、節1現年度分で、徴収保険料が予算額を上回ることが見込まれますので900万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後5時09分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 中 村 ひとみ

会議録署名議員 富 田 栄 次